

総合管理業務委託 個別仕様書

- 1 件 名: (長期継続契約)市川市勤労福祉センター及び分館総合管理業務委託
- 2 委託場所: 市川市南八幡2丁目20番1号 外1箇所
市川市南八幡2丁目20番1号、市川市南八幡5丁目20番3号
- 3 委託期間: 令和 7年 9月 1日 ~ 令和10年 8月 31日
- 4 業務仕様:
(1)本仕様書に記載されていない事項は、『市川市建築保全業務委託共通仕様書』(以下『共通仕様書』という。)による。
(2)本仕様は■印の付いたものを適用する。
- 5 業務内容:
(1) 機械設備定期点検及び保守業務
(2) 建築・設備日常点検及び監視業務
(3) 清掃業務
(4) 受水槽清掃業務
(5) 執務環境測定業務
(6) その他
①害虫防除業務
②太陽光発電設備及びソーラー集熱器の上面清掃業務
③エアコンフィルター清掃業務
- 6 業務条件他特記事項

該当箇所を□→■にマーキングのこと

1)	施設(設備)関係図面、資料	■: 有り	詳細は、11)添付書類による
2)	各業務(定期点検等、保守・運転・監視及び日常点検・保守)の委託範囲及び関連仕様書		
(1)	■: 国土交通省が制定する建築保全業務委託共通仕様書(以下「国共仕」という。)第2編 定期点検等及び保守		
(2)	■: 国共仕 第3編 運転・監視及び日常点検・保守		
①	対象業務区分/設備名	■: 運転・監視及び日常点検・保守	■: 定期点検等及び保守
	建築		
	外部及び内部用自動ドア		■:
	電気設備		
	1 電灯・動力設備	■:	□:
	2 受変電設備	■:	□:
	3 自家発電設備	■:	□:
	4 直流電源設備	□:	□:
	5 交流無停電電源設備	□:	□:
	6 太陽光発電設備	■:	□:
	7 風力発電設備	□:	□:
	8 通信・情報設備		□:
	9 外灯	■:	□:
	10 避雷設備	■:	□:
	11 構内配電線路・通信線路	□:	□:
	機械設備		
	1 温熱源機器	□:	□:
	2 冷熱源機器	■:	■:
	3 空気調和等関連機器	□:	□:
	4 給排水衛生機器	■:	■:
	5 ダクト及び配管		□:
	6 水質管理		■:
	7 浄化槽		□:
	8 井戸		□:
	9 雨水利用設備		□:
	監視制御装置		
	1 中央監視制御装置	□:	□:
	2 自動制御装置		□:
	防災設備		
	1 消防用設備等		□:
	2 建築基準法関係防災設備		□:
	搬送設備		
	1 エレベーター	■:	□:
	2 エスカレーター	□:	□:
	3 小荷物昇降機	□:	□:
	4 機械式駐車設備		□:
②	施設(設備)関係図面、資料	■: 有り	詳細は、11)添付書類による

③	点検の範囲																		
	(1)対象部分																		
	(2)数量	■: 添付「設備(機器) リスト」による																	
	(3)点検回数																		
	(4)点検項目・内容	複数選択可(標準以外の場合は、設備(機器) リストの当該機器欄に特記のこと) ■: 標準仕様 国共仕の点検周期が二種類ある場合の適用は下記を選択のこと。 また点検項目及び点検内容を示す各表単位で行う。 ■: 周期-I 標準的な点検周期 □: 周期-II 対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が 高まることを許容できる場合の頻度を軽減した点検周期 □: 製造者標準仕様 別紙 機器取扱い説明書による ■: 別途指定有り 添付 設備(機器) リストの特記による																	
	④ 支給材料等	■: 有り 添付「支給材料 リスト」による □: 無し																	
⑤	業務条件:業務実施日時の指定	■: 有り (有りの場合は、下欄に指定条件を記載すること) ■: 定期点検等及び保守 □: 実施日は→ □: 添付「工程表」による ■: 添付「設備(機器)リスト」による ■: 実施日は別途協議																	
		<table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> </table>				昼間	夜間	: ~ :	: ~ :										
	昼間	夜間																	
	: ~ :	: ~ :																	
		■: 運転・監視及び日常点検・保守 <table border="1"> <tr> <th>平日</th> <th>休日</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>(火～金(祝祭日は除く))</td> <td></td> <td>8:00 ~ 17:00</td> <td>17:00 ~ 21:15</td> </tr> </table>				平日	休日	昼間	夜間	(火～金(祝祭日は除く))		8:00 ~ 17:00	17:00 ~ 21:15						
	平日	休日	昼間	夜間															
(火～金(祝祭日は除く))		8:00 ~ 17:00	17:00 ~ 21:15																
	休日 (土・日及び祝祭日、年末年始(12月/28日～1月/4日)) 業務を要する日 ■: 土曜日 ■: 日曜日 □: 祝祭日 □: 年末年始(12月/28日～1月/4日)																		
	<table border="1"> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <td>8:00 ~ 17:00</td> <td>17:00 ~ 21:15</td> </tr> <tr> <td>8:00 ~ 17:00</td> <td>17:00 ~ 21:15</td> </tr> <tr> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> <tr> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> </table>				昼間	夜間	8:00 ~ 17:00	17:00 ~ 21:15	8:00 ~ 17:00	17:00 ~ 21:15	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :					
昼間	夜間																		
8:00 ~ 17:00	17:00 ~ 21:15																		
8:00 ~ 17:00	17:00 ~ 21:15																		
: ~ :	: ~ :																		
: ~ :	: ~ :																		
	□: 無し																		
⑥	その他	・業務実施日においては月間作業予定、設備管理日報、残留塩素検査記録等を作成し、書面(任意)にて提出する。 ・勤労福祉センター及び分館の支給材料等の在庫管理を行い、月1回書面(任意)にて報告する。 ・雨漏り対策、雹、台風、雪かき等の軽作業(1回の作業時間を30分、年100回想定) ・照明器具、安定器、給水栓等の交換、モール、ドアノブ等備品の修理、配管漏水の応急措置等の軽微な修繕を実施する。(交換部品は委託者が支給するものとする。) ・勤労福祉センター及び分館の建物周辺の植込み除草及び駐車場灯、建物外灯の光を遮断してしまう場合や歩行者等の通路の妨げになる場合、電線に触れている場合等に軽度の樹木剪定を実施する。 ・施設における火災時等の初期消火及び誘導、報告等を防火管理者のもと行う。 ・年間で実施する防災訓練を防火管理者のもと参加する。 ・天災等緊急時における対応について、委託者と受託者が協議のうえ定める。 ・水質検査は、水道法により規定された水質検査実施者の人的資格要件を満たす技術者により行う。検査は給水栓にて建築物衛生法施工規則第四条三の規定に従い6ヶ月ごとに1回:16項目、夏季に1回:12項目について実施する。 ・受水槽及び高架水槽定期点検・保守業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律で規定された建築物飲料水貯水槽清掃業務実施者の資格要件を満たす技術者により行う。																	
2)	各業務(清掃)の委託範囲及び関連仕様書																		
③	■: 国共仕 第4編 清掃																		
	① 対象業務	■: 日常清掃業務、日常巡回清掃業務 ・添付「清掃作業実施条件表」による。 ■: 定期清掃業務 □: 特別清掃業務 ■: 窓ガラス清掃業務 □: 外部建具清掃業務																	
	② 施設(設備)関係図面、資料	■: 有り 詳細は、11)添付書類による																	
	③ 清掃の範囲																		
	(1)対象部分																		
	(2)数量	■: 添付「清掃業務委託リスト」による																	
	(3)清掃回数																		
	(4)清掃項目・内容	■: 「国共仕 第4編 清掃」各表内の「作業項目」及び「作業内容」による ■: 別途指定有り 上記以外は添付「清掃業務委託リスト」に記載による																	
	④ 支給材料等	■: 有り ・次の材料等は、支給(トイレペーパー、水石鹸、ゴミ袋、水切り袋、台所洗剤、洗濯洗剤、漂白剤、フキン、タオル、雑巾) ・次の用具等は、貸与() □: 無し																	
	⑤ 業務条件:業務実施日時の指定	・添付「清掃作業実施条件表」及び下記による。 ■: 有り ・(有りの場合は、下欄に指定条件を記載すること)																	
			<table border="1"> <tr> <th></th> <th>・日常清掃業務等</th> <th>・定期清掃業務</th> </tr> <tr> <td>平日(日常清掃:火曜日～金曜日(祝祭日は除く))</td> <td>昼間 7:00 ~ 18:00</td> <td>: ~ :</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間 : ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> <tr> <td>休日(日常清掃:土曜日～日曜日(祝祭日は除く))</td> <td>昼間 7:00 ~ 18:00</td> <td>: ~ :</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間 : ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> </table>			・日常清掃業務等	・定期清掃業務	平日(日常清掃:火曜日～金曜日(祝祭日は除く))	昼間 7:00 ~ 18:00	: ~ :		夜間 : ~ :	: ~ :	休日(日常清掃:土曜日～日曜日(祝祭日は除く))	昼間 7:00 ~ 18:00	: ~ :		夜間 : ~ :	: ~ :
	・日常清掃業務等	・定期清掃業務																	
平日(日常清掃:火曜日～金曜日(祝祭日は除く))	昼間 7:00 ~ 18:00	: ~ :																	
	夜間 : ~ :	: ~ :																	
休日(日常清掃:土曜日～日曜日(祝祭日は除く))	昼間 7:00 ~ 18:00	: ~ :																	
	夜間 : ~ :	: ~ :																	
	定期清掃実施日は別途協議 □: 無し																		

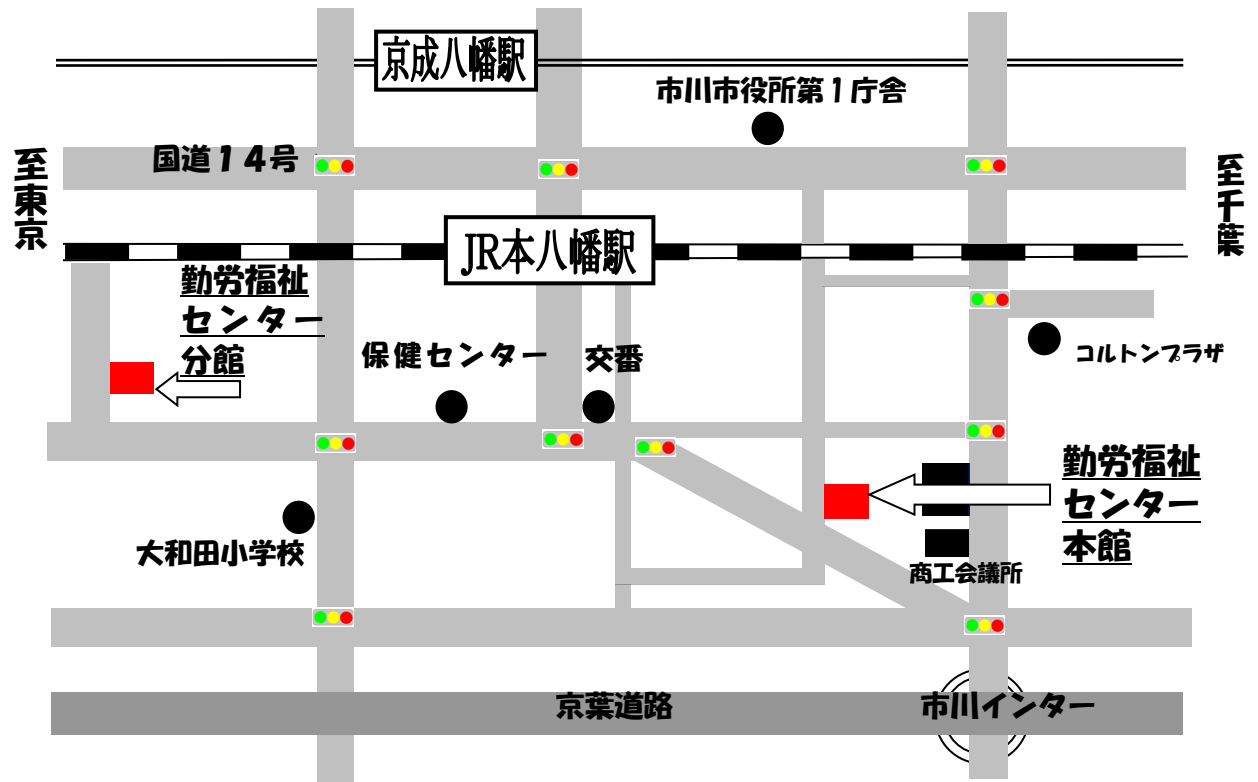
⑥	その他	・清掃作業責任者は清掃作業監督者の資格保有者、ビルクリーニング技能士または建築物環境衛生管理技術者であり、厚生労働大臣登録機関の講習を受けた者であること。 ・業務実施時間中は必ず作業従事者1名以上を常駐させること。時間で交代可能とし、事前に委託者へ勤務表等を提出すること。 ・業務実施日においては清掃日報を書面(任意)にて作成し、提出すること。 ・ゴミの分別は市川市の基準とし、塵芥収集搬出時の立会いを行う。(1日1回程度) ・業務時間中に建物内および敷地内で液体や汚物等で汚れが発生した場合は、委託者と協議の上、適切な洗浄、消毒を行うこと。 ・敷地内の花壇等の水やり、草取りを適時行う。 ・天災等緊急時における対応については委託者と受託者が協議の上、対応を定める。 ・受水槽及び高架水槽定期点検・保守業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律で規定された建築物飲料水貯水槽清掃業務実施者の資格要件を満たす技術者により行う。																														
2)	各業務(執務環境測定)の委託範囲及び関連仕様書																															
(4)	■: 国共仕 第5編 執務環境測定等																															
①	対象業務	■: 空気環境測定 ☐ : 照度測定 ☐ : 吹付けアスベスト等の点検 同上適用箇所 ☐ : 吹付けアスベスト ☐ : アスベスト含有吹付けロックウール																														
②	施設(設備)関係図面、資料	■: 有り 詳細は、11)添付書類による																														
③	(1)対象部分	■: 添付「執務環境測定業務リスト」による																														
	(2)数量																															
	(3)測定回数																															
	(4)測定項目・内容	■: 国共仕 第5編 執務環境測定等 による ☐ : 上記の他に別途指定有り (有りの場合は、下欄に指定条件を記載すること)																														
④	業務条件:業務実施日の指定	■: 有り (有りの場合は、下欄に指定条件を記載すること) 6回/年(4・6・8・10・12・2月) ☐ : 無し																														
⑤	その他	・ 空気環境測定監督者は空気環境測定実施者の資格保有者または建築物環境衛生管理技術者であり、厚生労働大臣登録機関の講習を修了した者とする。																														
2)	各業務(施設警備)の委託範囲及び関連仕様書																															
(5)	☐ : 国共仕 第6編 警備																															
①	対象業務/業務範囲	☐ : 有人警備業務と機械警備業務の併用(併用の場合は下記該当項目マーキングのこと) ☐ : 有人警備業務 ☐ : 1防犯・防災監視 ☐ : 2エレベーター管理 ☐ : 3鍵管理 ☐ : 4駐車場管理 ☐ : 5出入管理 ☐ : 6遺失物の取り扱い ☐ : 7巡回監視 ☐ : 8各種災害時の対応 ☐ : 機械警備業務 (機能/警戒区域)																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>警戒区域(下欄記載のこと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐: 1建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉感知</td> <td>・警戒区域:</td> </tr> <tr> <td>☐: 2施設内への侵入者の感知及び表示</td> <td>・警戒区域:</td> </tr> <tr> <td>☐: 3火災発生感知</td> <td>・警戒区域:</td> </tr> <tr> <td>☐: 4ガス漏れ感知</td> <td>・警戒区域:</td> </tr> <tr> <td>☐: 5金庫盗難感知</td> <td>・警戒区域:</td> </tr> <tr> <td>☐: 6機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常監視</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐: 7非常通報押しボタンにより非常信号の感知</td> <td>・非常通報押しボタン位置:</td> </tr> <tr> <td>☐: 8施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視</td> <td>・各種設備警報盤の内容:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・警報盤の位置:</td> </tr> <tr> <td>☐: 9警備の開始、解除の操作</td> <td>・操作位置(最終出入口):</td> </tr> <tr> <td>☐: 10基地局に異常等の信号送信</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐: 11一般公衆回線の断線監視</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐: 12一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号送信</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐: 13その他(記載のこと)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機能	警戒区域(下欄記載のこと)	☐ : 1建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉感知	・警戒区域:	☐ : 2施設内への侵入者の感知及び表示	・警戒区域:	☐ : 3火災発生感知	・警戒区域:	☐ : 4ガス漏れ感知	・警戒区域:	☐ : 5金庫盗難感知	・警戒区域:	☐ : 6機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常監視		☐ : 7非常通報押しボタンにより非常信号の感知	・非常通報押しボタン位置:	☐ : 8施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視	・各種設備警報盤の内容:		・警報盤の位置:	☐ : 9警備の開始、解除の操作	・操作位置(最終出入口):	☐ : 10基地局に異常等の信号送信		☐ : 11一般公衆回線の断線監視		☐ : 12一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号送信		☐ : 13その他(記載のこと)	
機能	警戒区域(下欄記載のこと)																															
☐ : 1建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉感知	・警戒区域:																															
☐ : 2施設内への侵入者の感知及び表示	・警戒区域:																															
☐ : 3火災発生感知	・警戒区域:																															
☐ : 4ガス漏れ感知	・警戒区域:																															
☐ : 5金庫盗難感知	・警戒区域:																															
☐ : 6機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常監視																																
☐ : 7非常通報押しボタンにより非常信号の感知	・非常通報押しボタン位置:																															
☐ : 8施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視	・各種設備警報盤の内容:																															
	・警報盤の位置:																															
☐ : 9警備の開始、解除の操作	・操作位置(最終出入口):																															
☐ : 10基地局に異常等の信号送信																																
☐ : 11一般公衆回線の断線監視																																
☐ : 12一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号送信																																
☐ : 13その他(記載のこと)																																
③	有人警備業務 必要資格	☐ : 警備検定取得者 ☐ : 防災センター技術要員講習修了者 ☐ : 自衛消防技術認定証資格者 ☐ : 常駐施設警備経験1年以上 ☐ : 消防設備士 ☐ :																														
④	有人警備の業務条件	業務実施時間 _____ 時～ _____ 時までとする。 ポストの数 _____ ポスト ポストの場所 _____ ポスト図面(Ref.No.〇〇-〇〇〇)に示すとおりとする。																														

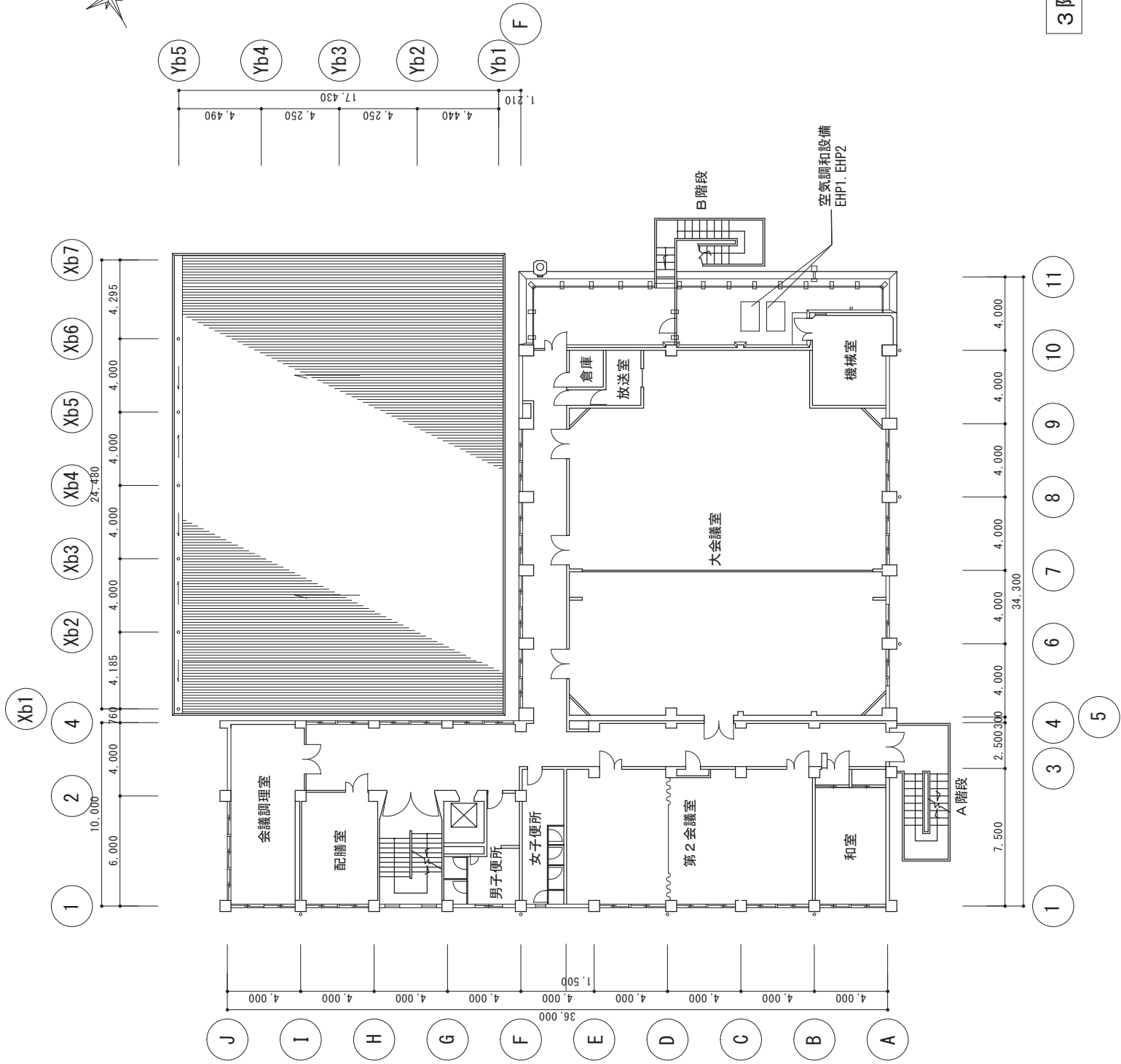
2) ■: その他の業務				
(6) 害虫防除業務				
① 対象部分				
② 数量				
③ 回数				
	項 目	区 分	回 数	実施時期
	害虫防除及び ねずみ防除	全館(本館・分館)	2回/年	5、11月
	害虫防除 (水回り)	湯沸室(本館・分館)、配膳室(本館)、調理室(本館)、会議調理室(本館)	6回/年	4、6、8、10、12、2月
	樹木害虫防除	敷地内樹木(本館・分館)	2回/年	5、6月
④ 業務内容	(1) 害虫防除及びねずみ防除 ■: 国共仕 第5編 執務環境測定等による ・ 建築物ねずみ昆虫防除業務従事者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定された研修を終了したものであること。 ・ 害虫防除に使用する薬剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。 薬剤処理は休館日に実施するものとする。 ・ 害虫防除の作業にあたっては、トラップを設置し、数週間経過後トラップを回収のうえ、その捕獲状況を報告する。 ・ 害虫防除の実施の際は、施設利用者が直接薬剤に触れにくいようにする。 ・ ねずみの生息が確認された場合の対応については、別途協議とする。 (2) 樹木害虫防除 対象面積: 約2,151㎡ (敷地面積3,231.01㎡+2,818.45㎡ — 建築面積1,420.139㎡+2,478.49㎡) ・ 薬剤の散布にあたっては、施設利用者・周辺住民及び周辺施設に十分に注意し、事前に周知を行うこと。 ・ 農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を厳守すること。 ・ 薬剤散布は、樹幹、樹枝、枝葉の表裏等をむらなく行うこと。 ・ MSDSを表示すること。			
(7) 太陽光発電設備及びソーラー集熱器の表面清掃				
① 対象部分	■: 添付「設備(機器)リスト」による			
② 数量				
③ 清掃回数	■: 2回/年			
④ 清掃内容	■: 「国共仕 第4編 清掃」各表内の「作業項目」窓ガラスの「作業内容」による			
(8) エアコンフィルター清掃				
① 対象部分	■: 添付「設備(機器)リスト」による			
② 数量				
③ 清掃回数	■: 2回/年			
(9) エアコンフロ排出抑制法規制対象機器の点検及び結果報告				
① 対象部分	■: 添付「設備(機器)リスト」による			
② 数量				
③ 点検回数	■: 日常点検 3か月に1回 ■: 定期点検 3年に1回			
④ 業務内容	■: 「国共仕 第3編 運転・監視及び日常点検・保守」の「第4章 機械設備」による			
(11) その他				
・ 定期点検及び定期清掃等の業務実施において、写真を含め書面(任意)にて報告書を作成し提出すること。				

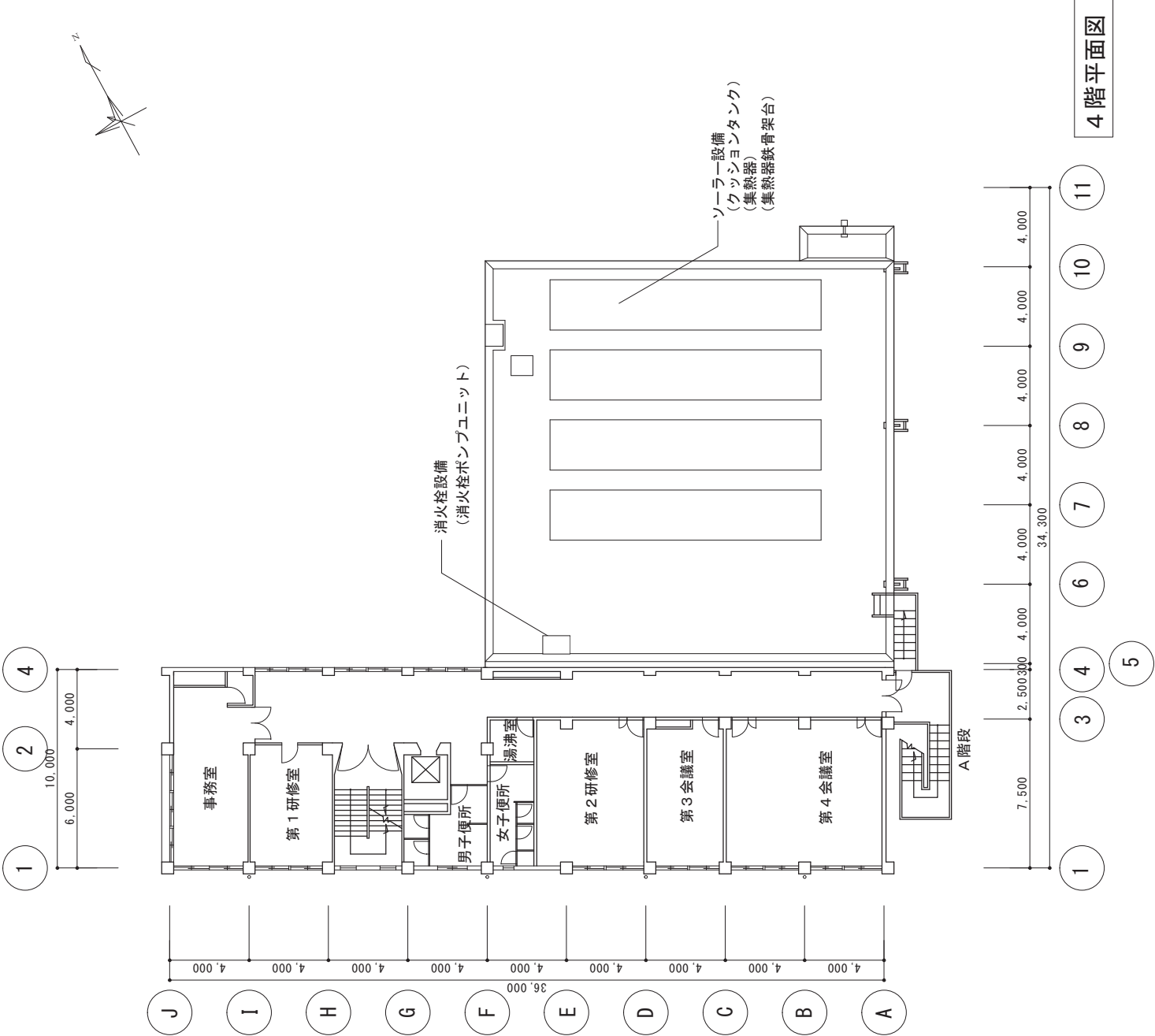
共通事項		該当箇所を□→■にマーキングのこと			
3) 貸与資料	■: 有り 下記による				
(または閲覧)	(*印については個別仕様書に添付必須図面類 添付しない場合は、閲覧又は貸与資料欄に記載のこと)				
・諸官庁提出書類控	□: 官公署関係届出書	□: 許認可書類	□: 自家用電気工作物保安規程		
・工事業者関連簿	■: 緊急連絡先一覧表	□: 工事関係者一覧表	□:		
・設備関連	□: 設備機器台帳	□: 備品、予備品一覧表	□: 什器備品一覧表		
・点検・検査関連簿	* (「設備(機器)リスト」)				
	□: エネルギー消費記録	■: 検針(課金)記録	□: 事故・修繕・更新記録		
	■: 空気環境測定記録	■: 受変電設備自主検査記録	■: 定期自主検査記録		
	□: 特殊建築物調査記録	■: 建築設備定期検査記録	■: 消防設備点検結果報告書		
	■: エレベーター定期検査記録	□: 煤塵濃度測定記録	□: 当該設備点検結果報告書		
・図面類	□: * 「対象施設位置図」	□: * 「設備フロー(系統)図」	■: * 「機器配置図」		
	□: 竣工図	□: 竣工図の第二原図	■: 各種施工図		
	■: * 機器図(完成図)	□: 試験成績書	■: 取扱説明書		
・管理資料	□: カタログ	□: 建物維持管理のしおり	□: 保証書		
	□: 設計意図伝達書	□: 保守契約リスト	□:		
・その他	□: 台帳類	□: 計画・報告書類	□: 作業日誌類		
	■: 点検記録類	□: 施設管理担当者との打合せ記録類	□:		
	□: 無し				

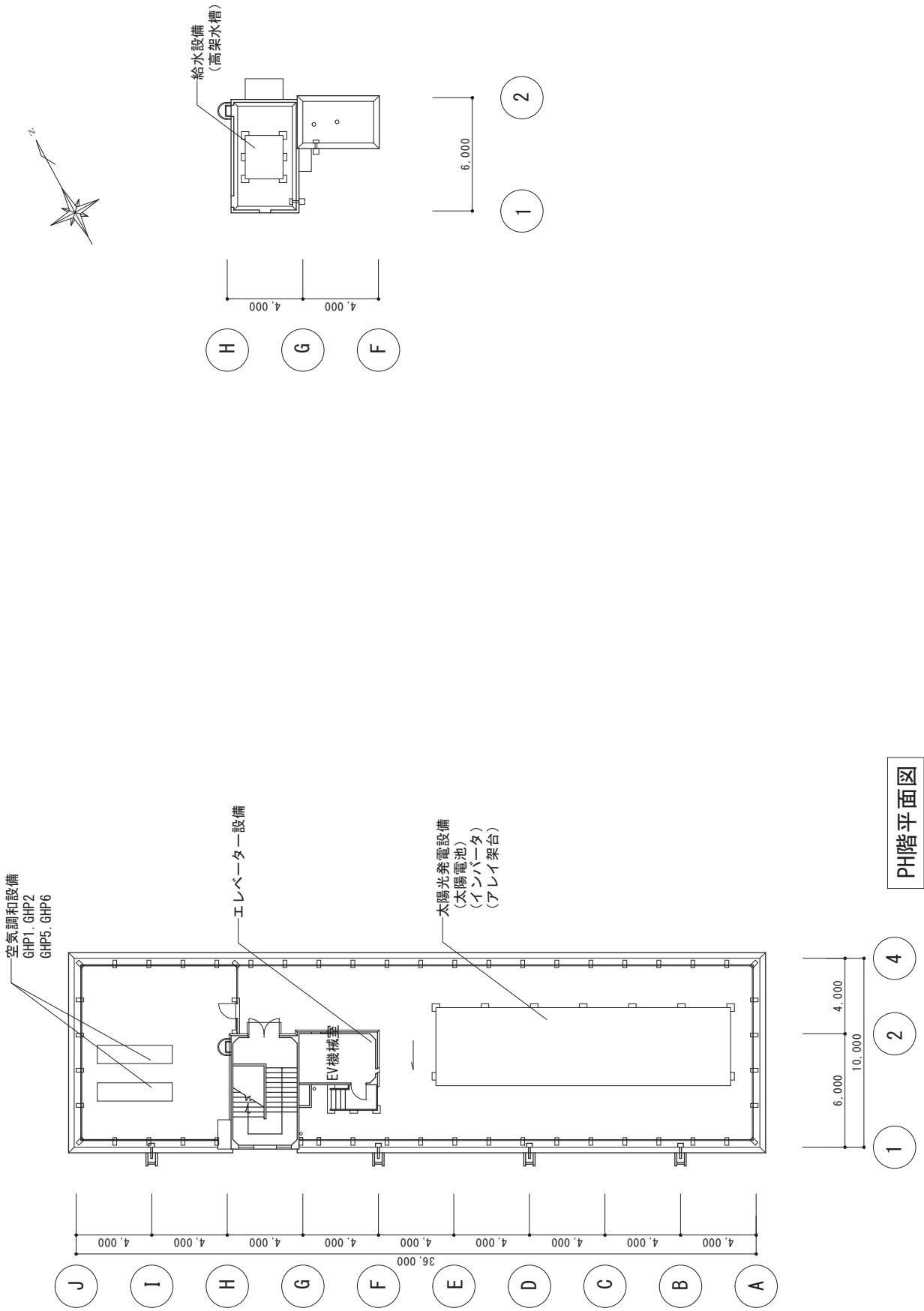
4)	法定資格者他	☒ : 有り ☐ : 第 種電気主任技術者 ☐ : 第 種冷凍保安責任者 ☐ : 級ボイラ技師 ☐ : 第 種 類 危険物取扱者 ☒ : 建築物環境衛生管理技術者 ☐ : 省エネルギー管理士() ☐ : 省エネルギー管理員 ☐ : 第 種電気工事士 ☐ : 第 種圧力容器取扱作業主任者 ☐ : 電気通信主任技術者 ☐ : 消防設備士 ☐ : 当該業務の実務経験 年以上 ☒ : 空気環境測定実施者 ☒ : 電気・機械設備保守の実務経験がある者 ☒ : 冷媒フロン類技術者に類する者 ☐ : ☐ : 無し																																										
5)	火気使用	☐ : 条件付可 (但し、事前に火気使用届けで承諾要) ☒ : 不可																																										
6)	本業務に密接に関連する別契約業務有無	☐ : 有り (有りの場合は、この欄に指定条件を記載すること) ☒ : 無し																																										
7)	廃棄物の処理等(発生材の保管場所、集積場所)	☒ : 有り 添付「廃棄物保管、集積場所位置図」による ☐ : 無し																																										
8)	居室等の利用	☒ : 可 *次の居室等は、利用可(別途協議) ☐ : 否																																										
9)	駐車場の利用	☒ : 可 定期点検及び定期清掃時の車両のみ ☐ : 否																																										
10)	付属書類	☒ : 市川市建築保全業務委託共通仕様書																																										
11)	添付書類	施設(設備)関係図面、資料 (個別仕様書に添付必須図面類 * 印について添付しない場合は、閲覧又は貸与資料欄に記載のこと)																																										
		<table border="0"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>Ref.No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐: 「対象施設一覧表」(複数の場合)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒: 「対象施設位置図」*</td> <td>Ref.No.1</td> </tr> <tr> <td>☐: 「設備フロー(系統)図」*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒: 「機器配置図」*</td> <td>Ref.No.2、3、4</td> </tr> <tr> <td>☒: 「設備(機器)リスト」</td> <td>Ref.No.5</td> </tr> <tr> <td>☐: 「機器図」*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐: 「工程表」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐: 「保安規程」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒: 「執務環境測定業務リスト」</td> <td>Ref.No.6</td> </tr> <tr> <td>☐: 「支給材料 リスト」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒: 「廃棄物保管、集積場所位置図」</td> <td>Ref.No.7、8</td> </tr> <tr> <td>☒: 「清掃図面」</td> <td>Ref.No.9、10</td> </tr> <tr> <td>☒: 「清掃業務委託リスト」</td> <td>Ref.No.11</td> </tr> <tr> <td>☒: 清掃業務「清掃作業実施条件表」</td> <td>Ref.No.12</td> </tr> <tr> <td>☐: 「標準清掃作業・内容・周期リスト」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐: 「標準清掃作業項目・内容一覧表」</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> </tr> <tr> <td>☒: 法令による保全に関する資格等一覧(参考資料)</td> <td>Ref.No.13</td> </tr> <tr> <td>☒: 業務完了報告書</td> <td>Ref.No.14</td> </tr> <tr> <td>☒: 完了届</td> <td>Ref.No.15</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	Ref.No.	☐ : 「対象施設一覧表」(複数の場合)		☒ : 「対象施設位置図」*	Ref.No.1	☐ : 「設備フロー(系統)図」*		☒ : 「機器配置図」*	Ref.No.2、3、4	☒ : 「設備(機器)リスト」	Ref.No.5	☐ : 「機器図」*		☐ : 「工程表」		☐ : 「保安規程」		☒ : 「執務環境測定業務リスト」	Ref.No.6	☐ : 「支給材料 リスト」		☒ : 「廃棄物保管、集積場所位置図」	Ref.No.7、8	☒ : 「清掃図面」	Ref.No.9、10	☒ : 「清掃業務委託リスト」	Ref.No.11	☒ : 清掃業務「清掃作業実施条件表」	Ref.No.12	☐ : 「標準清掃作業・内容・周期リスト」		☐ : 「標準清掃作業項目・内容一覧表」		その他		☒ : 法令による保全に関する資格等一覧(参考資料)	Ref.No.13	☒ : 業務完了報告書	Ref.No.14	☒ : 完了届	Ref.No.15
名 称	Ref.No.																																											
☐ : 「対象施設一覧表」(複数の場合)																																												
☒ : 「対象施設位置図」*	Ref.No.1																																											
☐ : 「設備フロー(系統)図」*																																												
☒ : 「機器配置図」*	Ref.No.2、3、4																																											
☒ : 「設備(機器)リスト」	Ref.No.5																																											
☐ : 「機器図」*																																												
☐ : 「工程表」																																												
☐ : 「保安規程」																																												
☒ : 「執務環境測定業務リスト」	Ref.No.6																																											
☐ : 「支給材料 リスト」																																												
☒ : 「廃棄物保管、集積場所位置図」	Ref.No.7、8																																											
☒ : 「清掃図面」	Ref.No.9、10																																											
☒ : 「清掃業務委託リスト」	Ref.No.11																																											
☒ : 清掃業務「清掃作業実施条件表」	Ref.No.12																																											
☐ : 「標準清掃作業・内容・周期リスト」																																												
☐ : 「標準清掃作業項目・内容一覧表」																																												
その他																																												
☒ : 法令による保全に関する資格等一覧(参考資料)	Ref.No.13																																											
☒ : 業務完了報告書	Ref.No.14																																											
☒ : 完了届	Ref.No.15																																											
12)	その他特記	本仕様書に記載された各業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定された人的資格要件を満たす技術者により行う。 (1) 建築物清掃業務 3,000㎡以上の特定建築物のため、建築物衛生法の規制を受ける。																																										

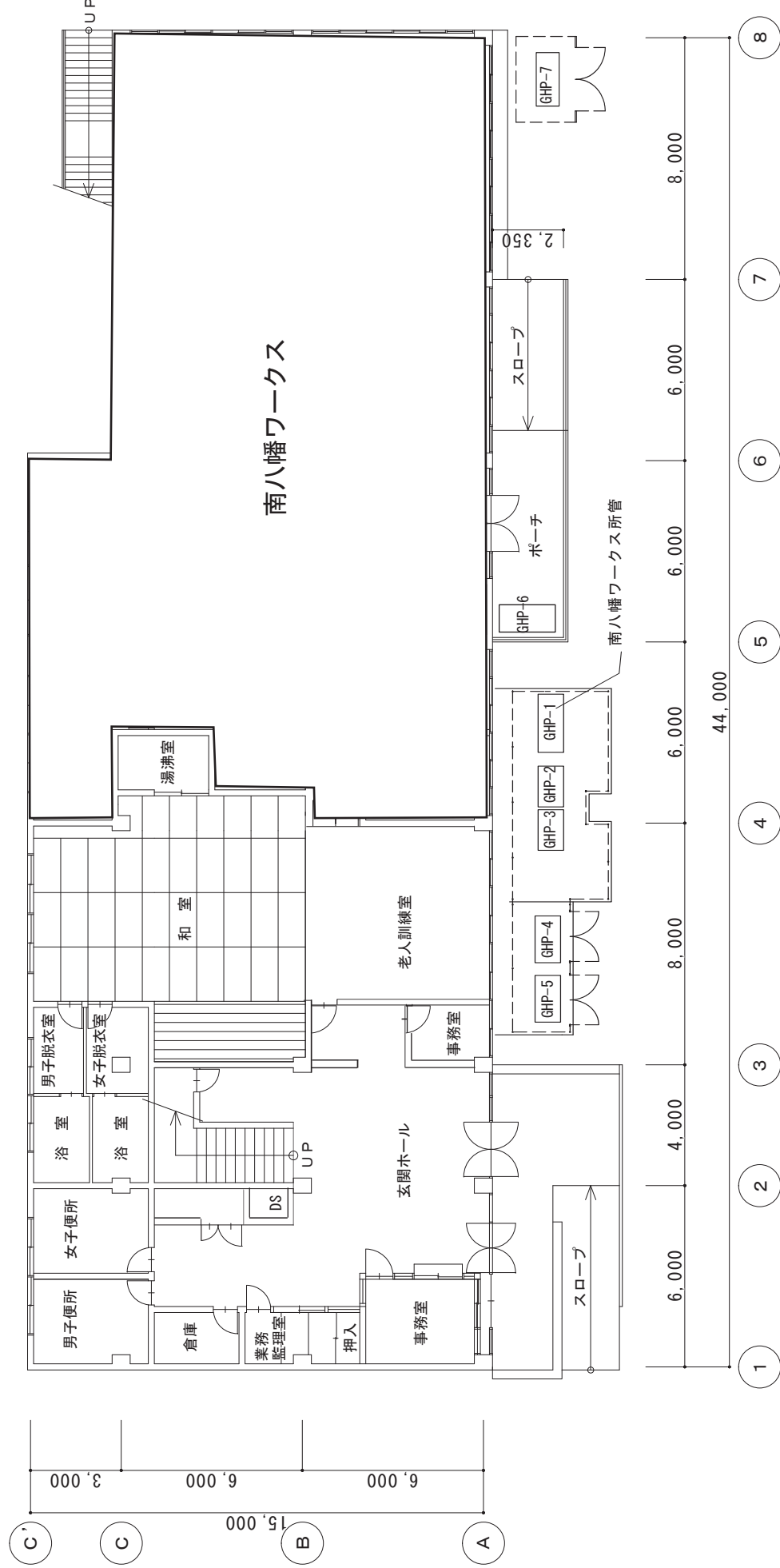
位置図

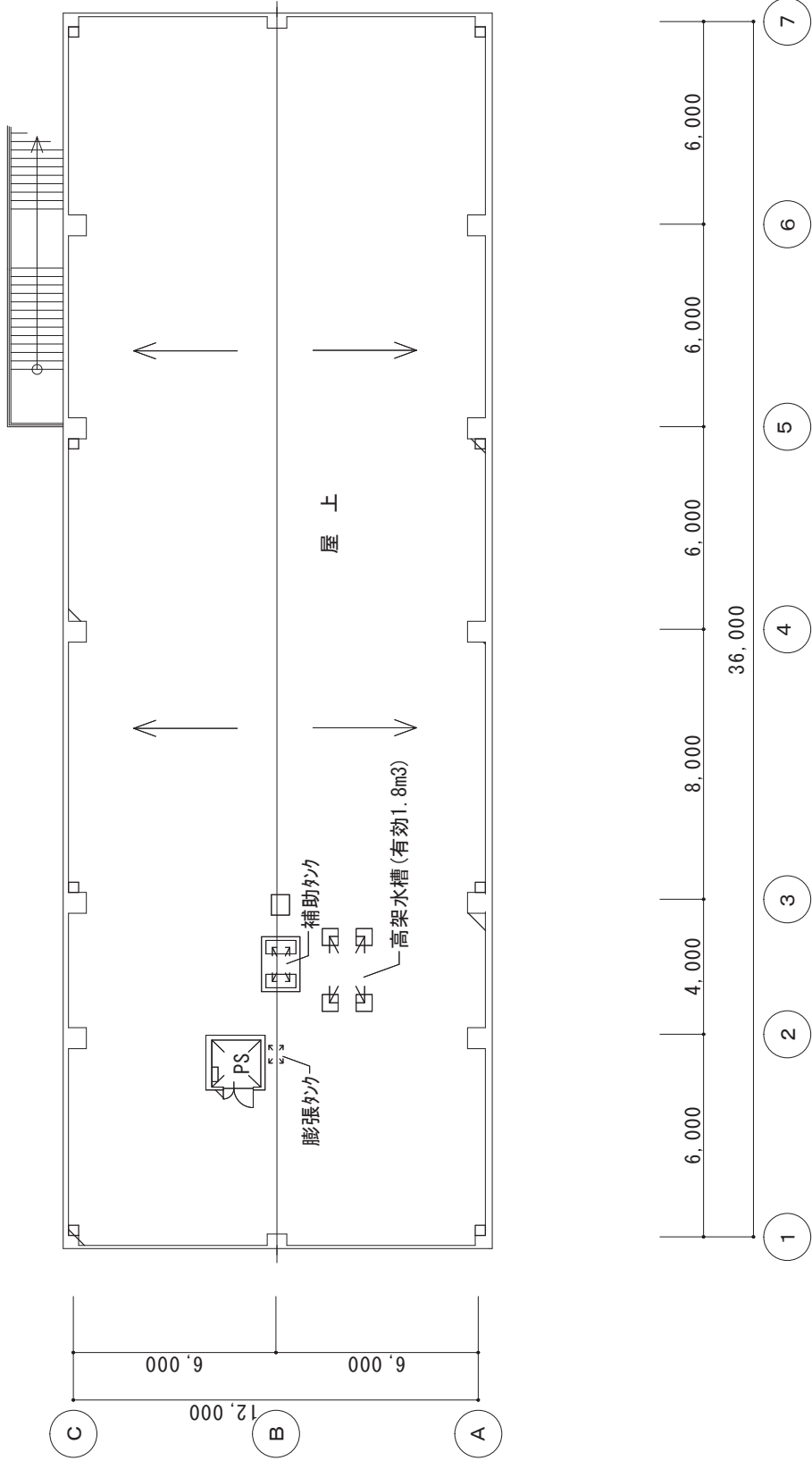








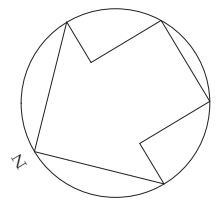
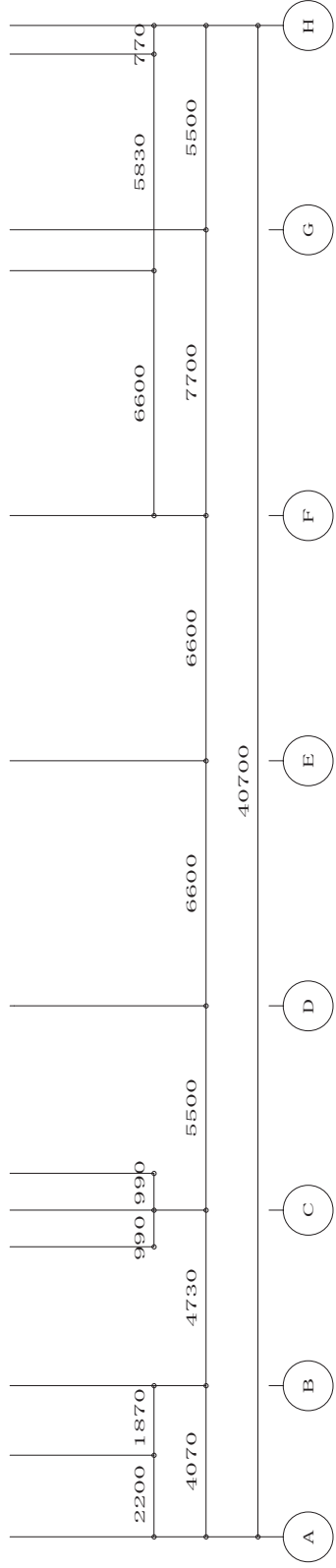
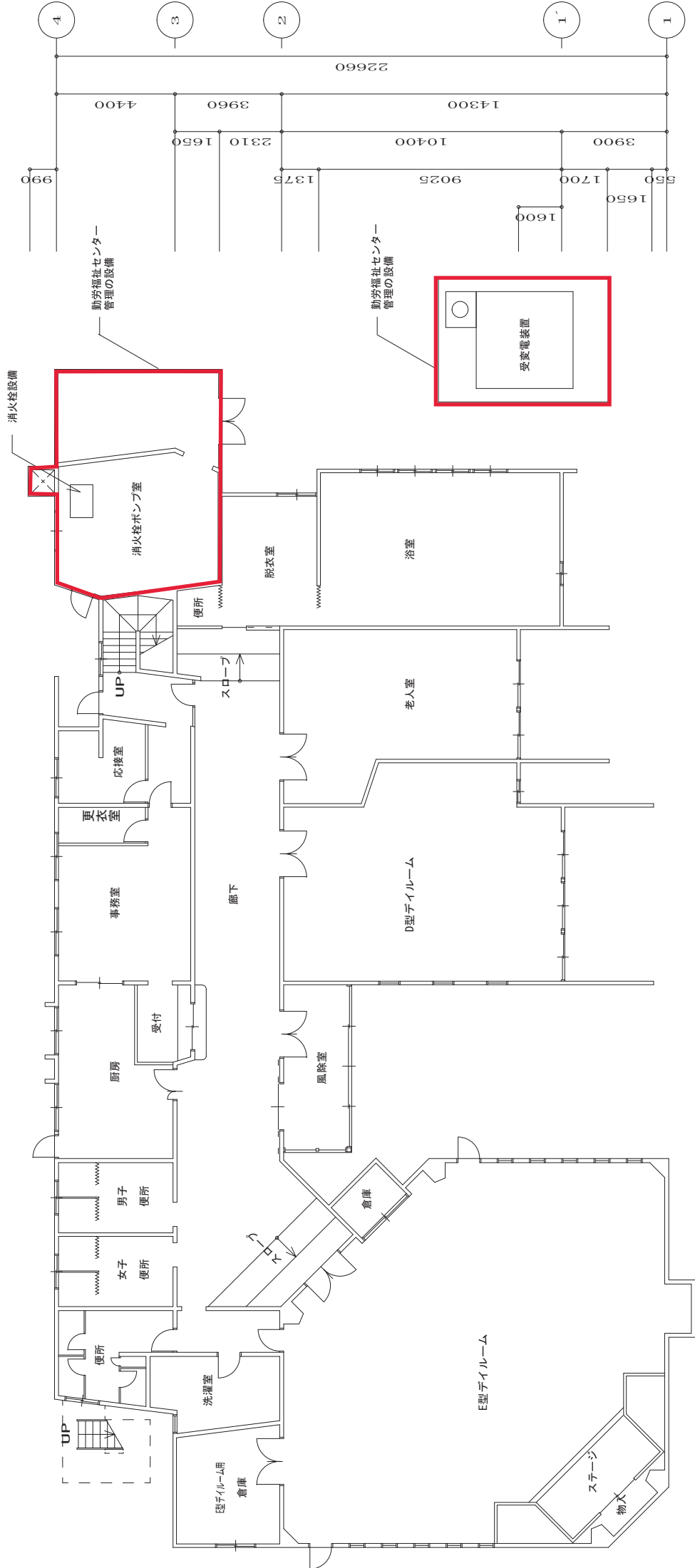




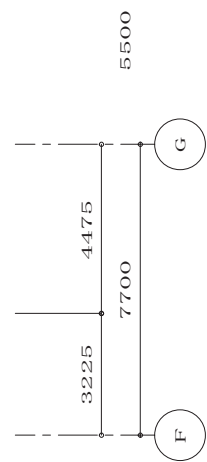
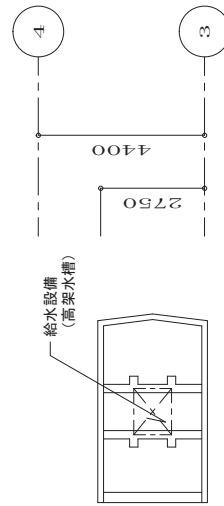
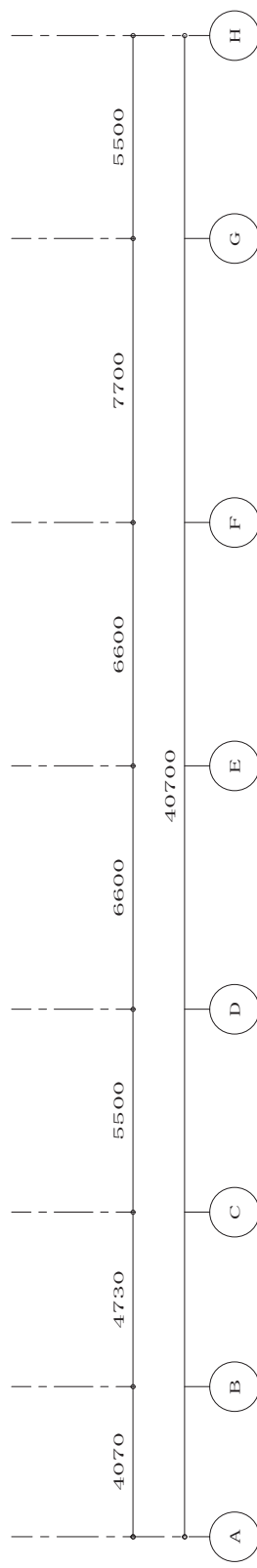
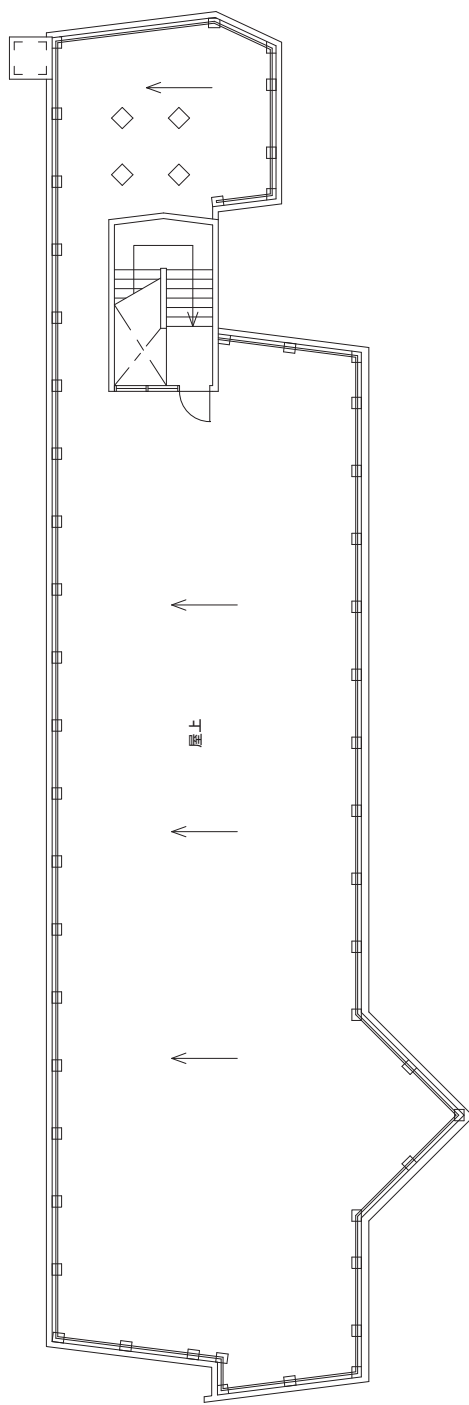
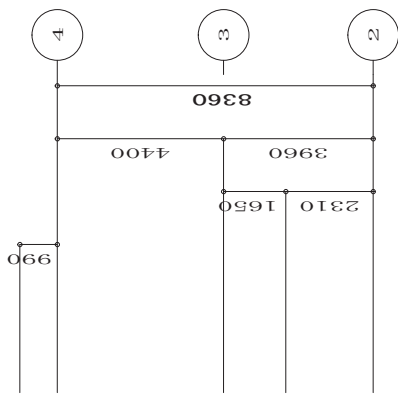
屋上階平面図

機器配置図 南八幡デイサービスセンター

Ref. No. 4-1



南八幡デイサービスセンター 1階平面図



南八幡ダイサービスセンター 屋上階平面図

設備(機器)リスト

Ref.No.5-1

委託場所(施設名): 市川市南八幡2丁目20番1号(市川市勤労福祉センター)

件名: 市川市勤労福祉センター及び分館総合管理業務委託

設備区分: (建築物等、電気、機械用) 設備

No.	施行場所	機番	名称	設置場所	点検回数 (回/年間)	実施時期 (月)	数量 (台)	製造メーカー		仕様	電源容量 (V)	定格出力 (kw)	設置年月	備考
								製造 メーカー名	メーカー 型式					
1	市川市勤労福祉センター		自家発電設備	屋外	日常点検		1	東京電機	TDGP85LT	ラジエータ冷却方式	電圧200V 50HZ 4P1500RPM	出力 75KVA	R4.3	指示計器の記録(1D)
2	"		高圧変電設備(屋外キュービクル)	屋外	日常点検		1				変電電圧 6600V		S57.3	指示計器の記録(1D)
3	"	1P-1	動力盤	1階機械室	日常点検		1			屋内自立型			S57.3	
4	"	1P-2 (揚水ポンプ盤)	動力盤	屋外	日常点検		1			屋外壁掛型			S57.3	
5	"	3P-1	動力盤	3階機械室	日常点検		1			屋内壁掛型			S57.3	
6	"		電灯分電盤	各階、体育館	日常点検		9			1L-1、1L-2、1L-3、1L-4、 1L-1体育館、L-1、2L-1、 3L-1、4L-1			S57.3	
7	"	LP-1 (2階系統)	電灯動力分電盤	屋外	日常点検		1							
8	"	GHP1.2系統 (3.4階系統)	電灯動力分電盤	4階 屋上	日常点検		1						H30.2	
9	"	GHP5.6系統 (1階系統)	電灯動力分電盤	4階 屋上	日常点検		1							
10	"		電源切替盤	屋外	日常点検		1			体育館用			R6.1	
11	"		電源分岐盤	屋外	日常点検		1			体育館用			R6.1	
12	"		外灯	屋外	日常点検		5							
13	"		給水設備(受水槽)	屋外	日常点検 定期点検		1			鉄ハネルホップ併設型 6.0*2.5*2.5H 水槽部分 4.0*2.5*2.5H チャンネル 架台共(21m ³)			S57.3	定期清掃(1Y)
14	"		給水設備(高架水槽)	4階 屋上	日常点検 定期点検		1			FRPサントイツチハネル 2.0*3.0*1.5H(7m ³)			S57.3	定期清掃(1Y)
15	"		給水設備(水栓)	各階	日常点検 定期点検									外観検査(1D) 残留塩素(1D) 水質検査(6M)

No.	施行場所	機番	名称	設置場所	点検回数 (回/年間)	実施時期 (月)	数量 (台)	製造メーカー		仕様	電源容量		設置年月	備考
								メーカー名	メーカー型式		電源(V)	定格出力 (kw)		
16	市川市勤労福祉センター		給湯設備(補助ボイラー)	屋外	-		1	協栄熱機工業	K-HERO-GVSO310	ガス高圧熱量46.1MJ/㎡		349kw	S57.3	
17	"		給湯設備(貯湯槽)	屋外	-		1	倉島鉄工	GV				S57.3	
18	"		消火栓設備(消火栓ポンプユニット)	1階消火栓ポンプ室、3階屋上	日常点検		1	川本製作所	EC9C-15-8	補給水タンク付(セキスイPRES-95)			S57.3	
19	"		自動ドア	1階玄関	日常点検		1	ナブコシステム						
20	"		ソーラー設備(蓄熱槽)	1階	日常点検		1	共伸工業		ステンレス製 7,000L コイル組込			S57.3	清掃・点検しない
21	"		ソーラー設備(集熱器)	3階 屋上	日常点検		1	昭和アルミ		48枚 1.94㎡/枚			S57.3	定期清掃(2/℥)
22	"		ソーラー設備(集熱器鉄骨架台)	3階 屋上	日常点検		1						S57.3	
23	"		ソーラー設備(クッションタンク)	3階 屋上	日常点検		1	ベルテクノ		耐震型タンク 水平震度KH=1.0㎡			S57.3	
24	"		エレベーター設備(昇降機)	1,2,3,4階 屋上	日常点検		1	フジテック	ロープ式乗用機械室あり	積載量 750kg 11人乗り 速度45m/min 停止箇所4ヶ所 電動式2枚片引き			H21.2	
25	"		太陽光発電設備(太陽光電池)	4階 屋上	日常点検		1			太陽電池モジュール(60枚) 1,290mm*990mm 最大出力167w			H15.2	定期清掃(2/℥)
26	"		太陽光発電設備(インバータ)	4階 屋上	日常点検		1						H15.2	
27	"		太陽光発電設備(インバータ架台)	4階 屋上	日常点検		1			16.58cm*5.35cm (太陽光モジュール 60枚)			H15.2	
28	"		太陽光発電設備(表示装置)	1階	日常点検		1						H15.2	
29	"		給湯器	屋外	日常点検		1	リンナイ	RUXC-SE5001MQW	屋外壁掛設置(親機) 潜熱回収型、即湯ポンプ付			R6.8	
30	"		給湯器	屋外	日常点検		1	リンナイ	RUXC-SE5001W	屋外壁掛設置(子機) 潜熱回収型、即湯ポンプ付			R6.8	
31	"		エアコン	1階 業務管理室	日常点検 定期点検		1	日立	RAS-KJ22K				R2.12	室外機付 室内機 1台 フィルター-清掃(2/℥)
32	"	EHP1	空調調和設備(冷暖房機)	3階 機械室	日常点検 定期点検		1	日立	RAS-AP450SS(KE)	フレックスマルチ(SSシリーズ) 塩害		45.0kw	H30.2	室外機付 室内機 1台 フィルター-清掃(2/℥)
33	"	EHP1-1	空調調和設備(冷暖房機)	3階 屋根上	日常点検 定期点検		1	日立	RPD-AP450KP1	床置きタイプ			H30.2	フィルター-清掃(2/℥)
34	"	EHP2	空調調和設備(冷暖房機)	3階 機械室	日常点検 定期点検		1	日立	RAS-AP280SS(KE)	フレックスマルチ(SSシリーズ) 塩害		28.0kw	H30.2	室外機付 室内機 1台 フィルター-清掃(2/℥)

No.	施行場所	機番	名称	設置場所	点検回数 (回/年間)	実施時期 (月)	数量 (台)	製造メーカー		仕様	電源容量		定格出力 (kw)	設置年月	備考
								製造 メーカー名	メーカー 型式		電源(V)				
35	市川市勤労福祉センター	EHP2-1	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	3階 屋根上	日常点検 定期点検		1	日立	RPD-AP280KP1	床置きタイプ形				H30.2	フィルター-清掃(2/年)
36	"	GHP1	空調調和設備(冷暖房機設備)室外機	4階 屋上	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YNZP355K1NB	マルチ室外機 防振架台共		35.5kw		H30.2	室外機付 室内機 6台 フィルター-清掃(2/年)
37	"	GHP1-1	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	4階 事務室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZWP56M	天井埋込カセット形 ダブルフロータイプ				H30.2	フィルター-清掃(2/年)
38	"	GHP1-2	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	4階 第1研修室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZWP56M	天井埋込カセット形 ダブルフロータイプ				H30.2	フィルター-清掃(2/年)
39	"	GHP1-3	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	3階 会議・調理室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZWP45M	天井埋込カセット形 ダブルフロータイプ				H30.2	フィルター-清掃(2/年)
40	"	GHP1-4	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	3階 配膳室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZWP56M	天井埋込カセット形 ダブルフロータイプ				H30.2	フィルター-清掃(2/年)
41	"	GHP2	空調調和設備(冷暖房機設備)室外機	4階 屋上	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YGZP560K1NB	マルチ室外機 防振架台共 (GHP-2)		56.0kw		H30.2	室外機付 室内機 8台 フィルター-清掃(2/年)
42	"	GHP2-1	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	4階 第2研修室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZWP90M	天井埋込カセット形 ダブルフロータイプ				H30.2	フィルター-清掃(2/年)
43	"	GHP2-2	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	4階 第3会議室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZWP71M	天井埋込カセット形 ダブルフロータイプ				H30.2	フィルター-清掃(2/年)
44	"	GHP2-3	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	4階 第4会議室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZWP71M	天井埋込カセット形 ダブルフロータイプ				H30.2	フィルター-清掃(2/年)
45	"	GHP2-4	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	3階 第2会議室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZWP90M	天井埋込カセット形 ダブルフロータイプ				H30.2	フィルター-清掃(2/年)
46	"	GHP2-5	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	3階 第2会議室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZWP71M	天井埋込カセット形 ダブルフロータイプ				H30.2	フィルター-清掃(2/年)
47	"	GHP2-6	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	3階 和室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZFP71M	床置ローボイ形 露出タイプ				H30.2	フィルター-清掃(2/年)
48	"	GHP3	空調調和設備(冷暖房機設備)室外機	1階	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YNZP710K1NB	マルチ室外機 防振架台共 (GHP-3)		71.0kw		H31.2	室外機付 室内機 13台 フィルター-清掃(2/年)
49	"	GHP3-1	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	2階 事務室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZWP56BA	天カセ形エコ・ダブルフロー				H31.2	フィルター-清掃(2/年)
50	"	GHP3-2	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	2階 談話室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZHP56MA	天吊形				H31.2	フィルター-清掃(2/年)
51	"	GHP3-3	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	2階 集会室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZWP56BA	天カセ形エコ・ダブルフロー				H31.2	フィルター-清掃(2/年)
52	"	GHP3-4	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	2階 音楽室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZWP56BA	天カセ形エコ・ダブルフロー				H31.2	フィルター-清掃(2/年)

No.	施行場所	機番	名称	設置場所	点検回数 (回/年間)	実施時期 (月)	数量 (台)	製造メーカー		仕様	電源容量		定格出力 (kw)	設置年月	備考
								製造 メーカー名	メーカー 型式		電源(V)				
53	市川市勤労福祉センター	GHP3-5	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	2階 茶室・講 習室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZBP45D	天井ビルトイン形				H31.2	フィルター清掃(2/年)
54	〃	GHP3-6	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	2階 調理室	日常点検 定期点検		3	ヤンマー	YZWP56BA	天井セ形エコ・ダブルフロー				H31.2	フィルター清掃(2/年)
55	〃	GHP4	空調和設備(冷 暖房機設備)室外 機	1階	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YNZP560K1N B	マルチ室外機 冷却能力 防振架台共(GHP-4)		56.0kw		H31.2	室外機付 室内機 2台 フィルター清掃(2/年)
56	〃	GHP4-1	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	2階 体育室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZFVP355MA	床置ﾀｲﾌﾟ形				H31.2	フィルター清掃(2/年)
57	〃	GHP4-2	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	2階 第1会議 室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZFVP140MA	床置ﾀｲﾌﾟ形				H31.2	フィルター清掃(2/年)
58	〃	GHP5	空調和設備(冷 暖房機設備)室外 機	4階 屋上	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YNZP560K1N B	マルチ室外機 冷却能力 防振架台共(GHP-5)		56.0kw		H31.2	室外機付 室内機 4台 フィルター清掃(2/年)
59	〃	GHP5-1	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	1階 図書室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZFVP140MA	床置ﾀｲﾌﾟ形				H31.2	フィルター清掃(2/年)
60	〃	GHP5-2	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	1階 集会室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZWP56BA	天井セ形エコ・ダブルフロー				H31.2	フィルター清掃(2/年)
61	〃	GHP5-3	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	1階 遊戯室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZFVP280MA	床置ﾀｲﾌﾟ形				H31.2	フィルター清掃(2/年)
62	〃	GHP6	空調和設備(冷 暖房機設備)室外 機	4階 屋上	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YNZP450K1N B	マルチ室外機 冷却能力 防振架台共(GHP-6)		45.0kw		H31.2	室外機付 室内機 7台 フィルター清掃(2/年)
63	〃	GHP6-1	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	1階 休養室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZWP28BA	天井セ形エコ・ダブルフロー				H31.2	フィルター清掃(2/年)
64	〃	GHP6-2	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	1階 和室集 会室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZWP80BA	天井セ形エコ・ダブルフロー				H31.2	フィルター清掃(2/年)
65	〃	GHP6-3	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	1階 和室集 会室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZWP36BA	天井セ形エコ・ダブルフロー				H31.2	フィルター清掃(2/年)
66	〃	GHP6-4	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	1階 事務室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZWP71BA	天井セ形エコ・ダブルフロー				H31.2	フィルター清掃(2/年)
67	〃	GHP6-5	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	1階 玄関・ ホール	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZWP71BA	天井セ形エコ・ダブルフロー				H31.2	フィルター清掃(2/年)
68	〃	GHP1 体育館	空調和設備(冷 暖房機設備)室外 機	屋外	日常点検 定期点検		1	パナソニック	U- GB560U1DE	マルチ室外機 冷却能力 塩害		12.4kw		R6.1	室外機付 室内機 8台 フィルター清掃(2/年)
69	〃	GHP1-1 体育館	空調和設備(冷 暖房機設備)室内 機	1階 体育館	日常点検 定期点検		8	パナソニック	S-G71KT1	壁掛形				R6.1	フィルター清掃(2/年)
70															

設備(機器)リスト

Ref.No.5-2

委託場所(施設名): 市川市南八幡5丁目20番3号(市川市勤労福祉センター分館)

件名: 市川市勤労福祉センター及び分館総合管理業務委託

設備区分: (建築物等、電気、機械用) 設備

No.	施行場所	機番	名称	設置場所	点検回数 (回/年間)	実施時期 (月)	数量 (台)	製造メーカー		仕様	電源容量		設置年月	備考
								メーカー名	メーカー型式		電源(V)	定格出力 (kw)		
1	市川市勤労福祉センター分館		変電設備(屋外変電キュービクル)	1階	日常点検		1	三菱電気	PF-S	受電設備容量125KVA			H18.2	指示計器の記録(1W)
2	"	P-M	動力制御盤		日常点検		1			屋内壁掛型			S44.3	
3	"		外灯		日常点検		2							
4	"	L-1	分電盤	1階	日常点検		1						S44.3	
5	"	L-2	分電盤	2階	日常点検		1						S44.3	
6	"	L-3	分電盤	3階	日常点検		1						S44.3	
7	"	L-C	電灯盤	ダイサービス棟1階消火栓室	日常点検		1						S44.3	
8	"		給水設備(高架水槽)	屋上	日常点検 定期点検		1						S44.3	定期清掃(1Y)
9	"		給水設備(高架水槽)	ダイサービス棟屋上	-		1							定期清掃(1Y)
10	"		給水設備(水栓)	各階	日常点検									外観点検(1W) 残留塩素測定(1W) 水質検査(6M)
11	"		消火栓設備(消火栓ポンプユニット)	ダイサービス棟1階消火栓室	日常点検		1	日立製作所					S44.3	
12	"		直結給水用ブースターポンプ	ダイサービス棟外壁	日常点検		1	川本製作所	KDP3-40A1.5A		200V	1.5kw	R3.3	外観点検(1W)
13	"		屋外壁掛型制御盤(電動弁制御用)	ダイサービス棟外壁	日常点検		1	川本製作所	EC-S		100V	-	R3.3	外観点検(1W)

No.	施行場所	機番	名称	設置場所	点検回数 (回/年間)	実施時期 (月)	数量 (台)	製造メーカー		仕様	電源容量 (V)	定格出力 (kw)		設置年月	備考
								メーカー名	メーカー型式						
14	市川市勤労福祉センター分館		自動ドア	1階玄関	日常点検 定期点検		1								
15	"		エアコン室外機	1階	日常点検 定期点検		1	三菱	MSZ-GV2817-W-IN						室内機 1台 フィルター-清掃(2/℥)
16	"		エアコン室内機	1階 事務室	日常点検 定期点検		1	三菱	MUCZ-G2817						フィルター-清掃(2/℥)
17	"		エアコン室外機	1階	日常点検 定期点検		1	ダイキン	F22GTNS-W					H29.3	室内機 1台 フィルター-清掃(2/℥)
18	"		エアコン室内機	1階 業務管理室	日常点検 定期点検		1	ダイキン	R22GNS					H29.3	フィルター-清掃(2℥)
19	"	GHP2	空気調和設備(冷暖房機設備) 室外機	1階	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YNZP280KINB	マルチ室外機 冷却能力 防振架台共(GHP2)	200V	6.2kw		H29.1	室内機 4台 フィルター-清掃(2/℥)
20	"	GHP2-1	空気調和設備(冷暖房機設備) 室内機	1階 いきいきセンター	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZHP112M	天吊形				H29.1	フィルター-清掃(2/℥)
21	"	GHP2-2	空気調和設備(冷暖房機設備) 室内機	1階 いきいきセンター	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZBP45M	天井ビルトイン形				H29.1	フィルター-清掃(2/℥)
22	"	GHP2-3	空気調和設備(冷暖房機設備) 室内機	1階 いきいきセンター	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZHP90M	天吊形				H29.1	フィルター-清掃(2/℥)
23	"	GHP3	空気調和設備(冷暖房機設備) 室外機	1階	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YGZP560KINB	マルチ室外機 冷却能力 防振架台共(GHP3)	200V	12.4kw		H29.1	室内機 2台 フィルター-清掃(2/℥)
24	"	GHP3-1	空気調和設備(冷暖房機設備) 室内機	1階 玄関ロビー	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZBP140M	天井ビルトイン形				H29.1	フィルター-清掃(2/℥)
25	"	GHP4	空気調和設備(冷暖房機設備) 室外機	1階	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YGZP560KINB	マルチ室外機 冷却能力 防振架台共(GHP-4)	200V	12.4kw		H29.1	室内機 1台 フィルター-清掃(2/℥)
26	"	GHP4-1	空気調和設備(冷暖房機設備) 室内機	3階 ホール	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZFVP560MA	床置タ外型				H29.1	フィルター-清掃(2/℥)
27	"	GHP5	空気調和設備(冷暖房機設備) 室外機	1階	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YGZP450KINB	マルチ室外機 冷却能力 防振架台共(GHP-5)	200V	10.0kw		H29.1	室内機 1台 フィルター-清掃(2/℥)
28	"	GHP5-1	空気調和設備(冷暖房機設備) 室内機	3階 ホール	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZFVP560MA	床置タ外型				H29.1	フィルター-清掃(2/℥)
29	"	GHP6	空気調和設備(冷暖房機設備) 室外機	1階	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YGZP560KINB	マルチ室外機 冷却能力 防振架台共(GHP-6)	200V	12.4kw		H29.1	室内機 7台 フィルター-清掃(2/℥)
30	"	GHP6-1	空気調和設備(冷暖房機設備) 室内機	2階 相談室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZHP71M	天吊形				H29.1	フィルター-清掃(2/℥)

No.	施行場所	機番	名称	設置場所	点検回数 (回/年間)	実施時期 (月)	数量 (台)	製造メーカー		仕様	電源容量 (V)	定格出力 (kw)	設置年月	備考
								メーカー名	メーカー型式					
31	市川市勤労福祉センター分館	GHP6-2	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	2階 ロビー	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZHP112M	天吊形			H29.1	フィルター清掃(2/℥)
32	"	GHP6-3	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	2階 いきいきセンター和室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZFP45M	床置ローボォーイ形			H29.1	フィルター清掃(2/℥)
33	"	GHP6-4	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	2階 第3会議室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZHP71M	天吊形			H29.1	フィルター清掃(2/℥)
34	"	GHP6-5	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	2階 第4会議室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZHP71M	天吊形			H29.1	フィルター清掃(2/℥)
35	"	GHP6-6	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	2階 第2和室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZHP71M	天吊形			H29.1	フィルター清掃(2/℥)
36	"	GHP7	空調調和設備(冷暖房機設備)室外機	1階	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YGZP450K1N B	マルチ室外機 冷却能力 防振架台共(GHP-7)	200V	10.0kw	H29.1	室内機 4台 フィルター清掃(2/℥)
37	"	GHP7-1	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	2階 第1会議室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZHP71M	天吊形			H29.1	フィルター清掃(2/℥)
38	"	GHP7-2	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	2階 第2会議室	日常点検 定期点検		2	ヤンマー	YZHP112M	天吊形			H29.1	フィルター清掃(2/℥)
39	"	GHP7-3	空調調和設備(冷暖房機設備)室内機	2階 第1和室	日常点検 定期点検		1	ヤンマー	YZHP90M	天吊形			H29.1	フィルター清掃(2/℥)
40														
41														
42														
43														
44														
45														

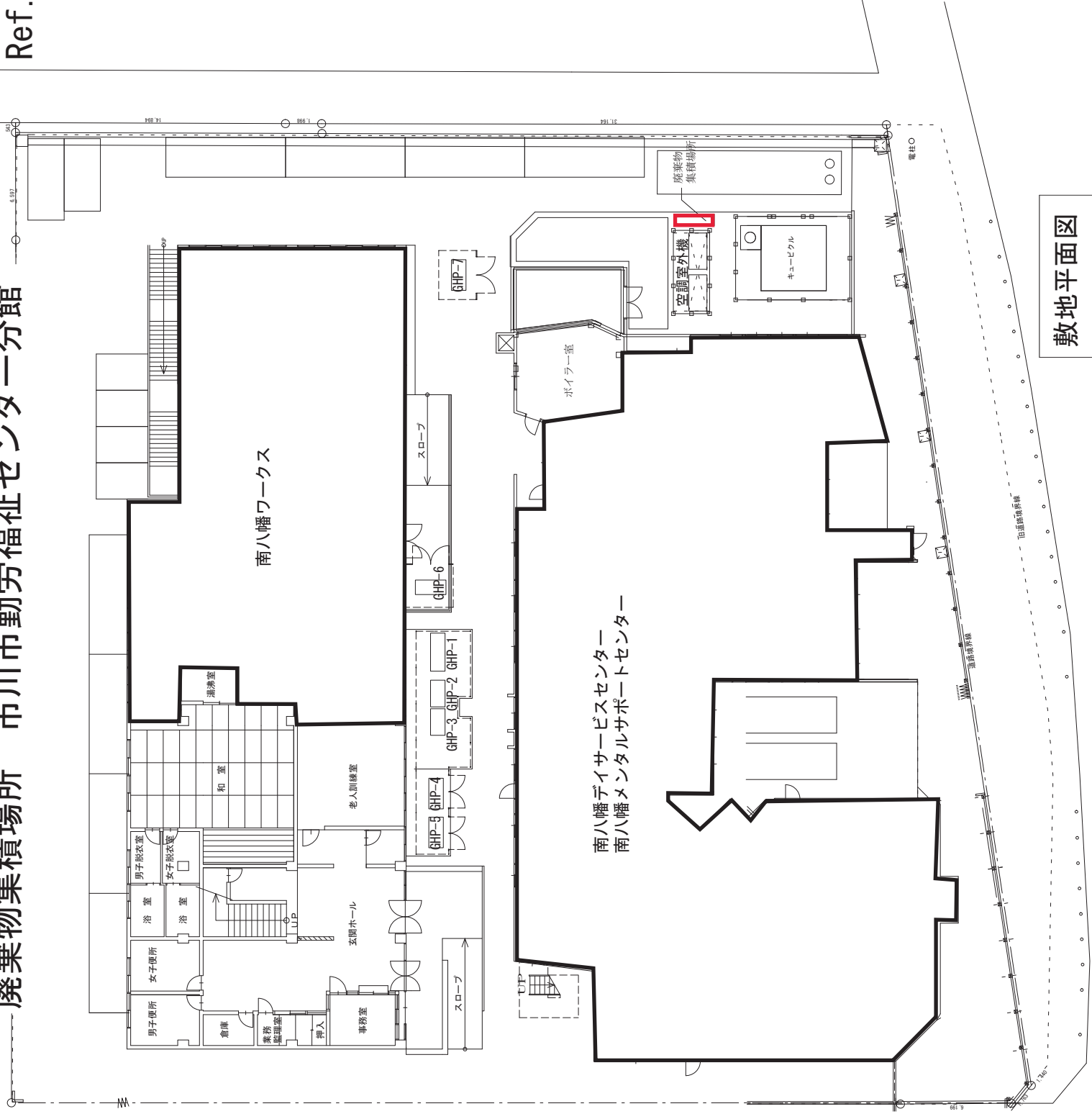
執務環境測定業務リスト

Ref.No.6

委託場所(施設名): 市川市勤労福祉センター
件名: (長期継続契約)市川市勤労福祉センター及び分館総合管理業務委託
測定範囲: ■: 空気環境測定
□: 照度測定
□: 吹付けアスベスト等の点検
同上適用箇所
□: 吹付けアスベスト
□: アスベスト含有吹付けロックウール

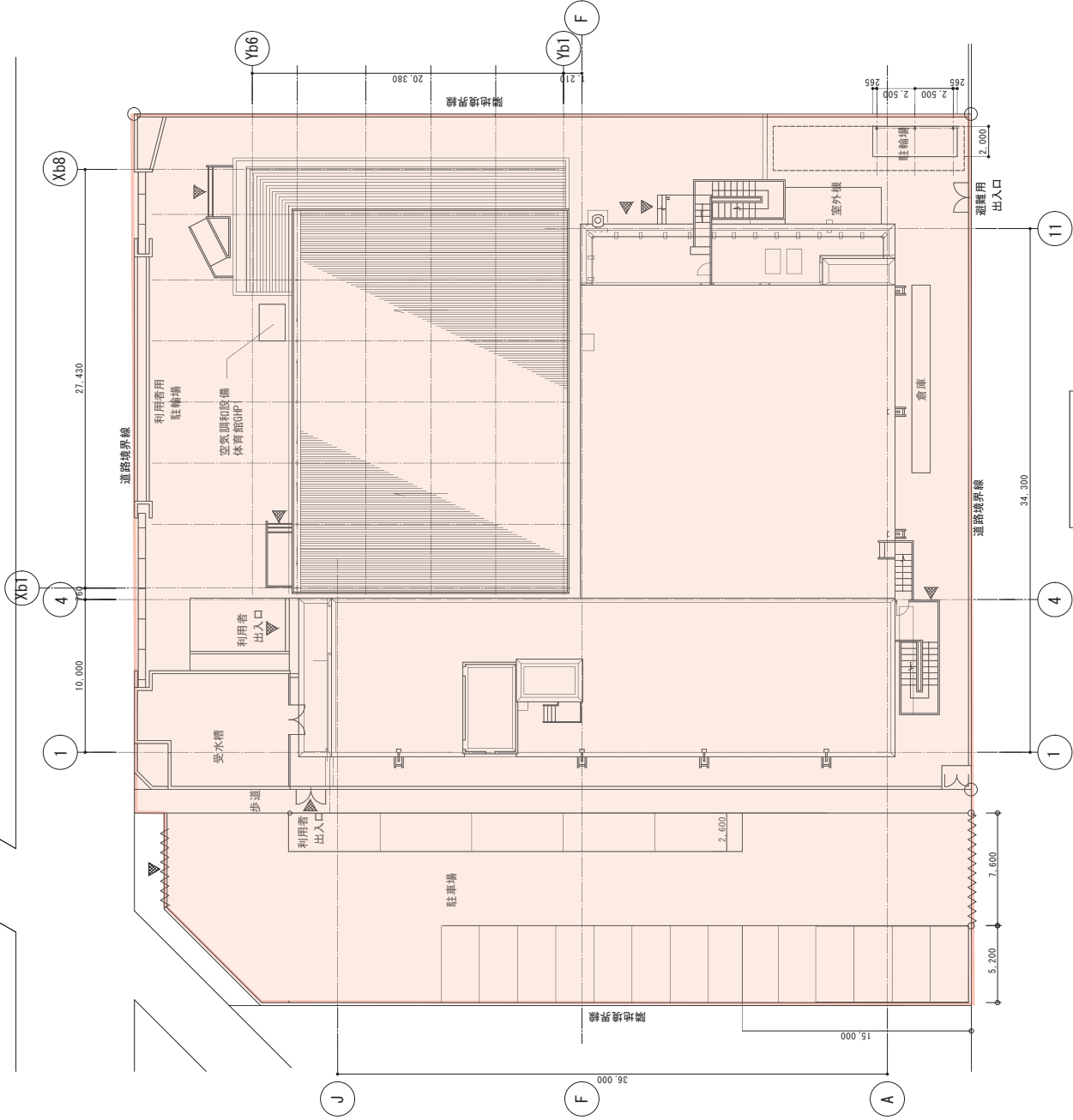
No.	施行場所	対象部分	測定項目 点検項目 温度、相対湿度、気流、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵量	測定箇所数	測定回数 (回/年間)	実施時期 (月)	備考 測定機器等
1	市川市勤労福祉センター	各階、外気(屋上、正面玄関)		6箇所	6回/年	4.6.8.10.12.2月	平日施行
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							







： 清掃箇所



敷地平面図

住所

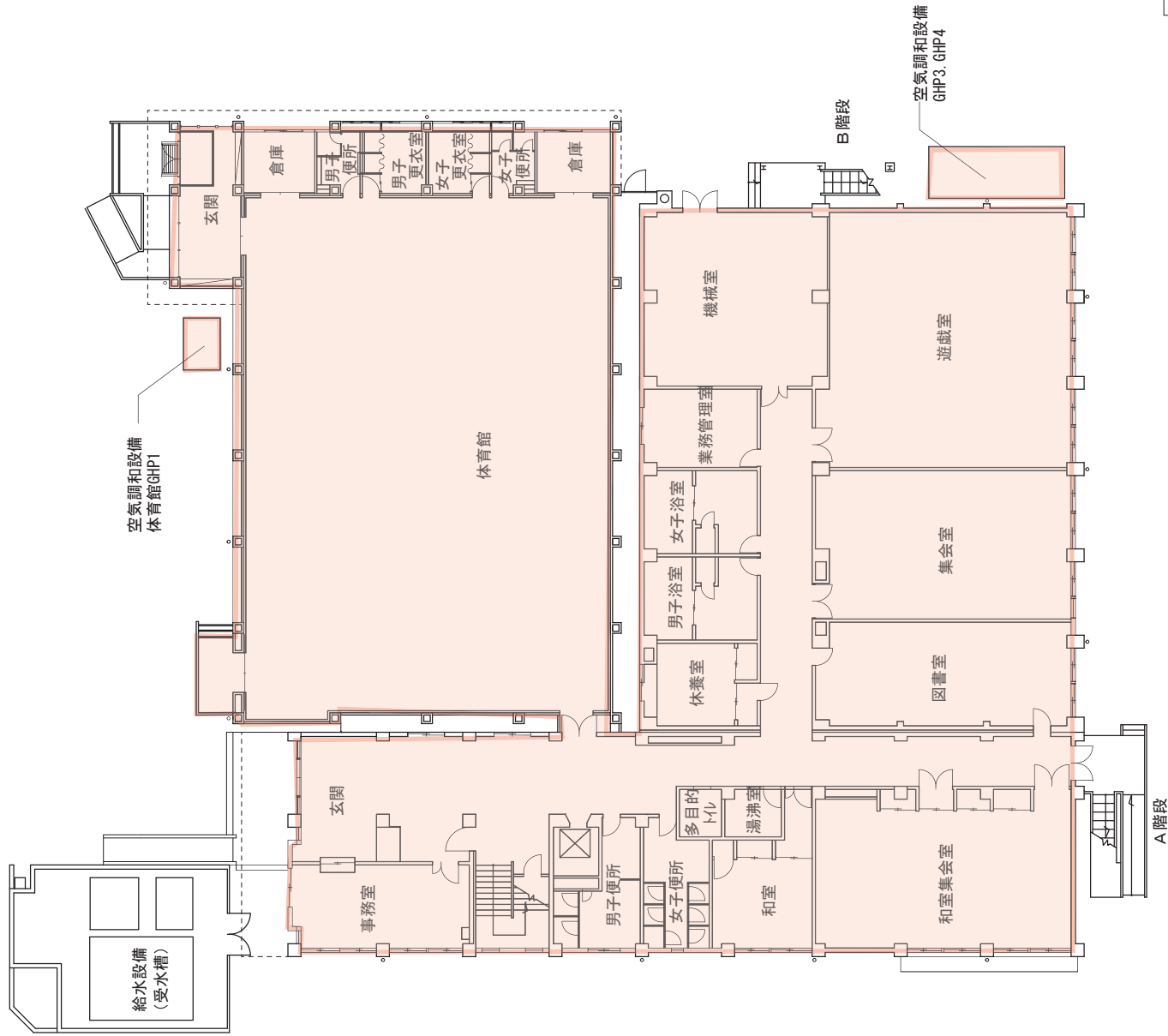
市川市勤労福祉センター 市川市南八幡2丁目20番1号

縮尺

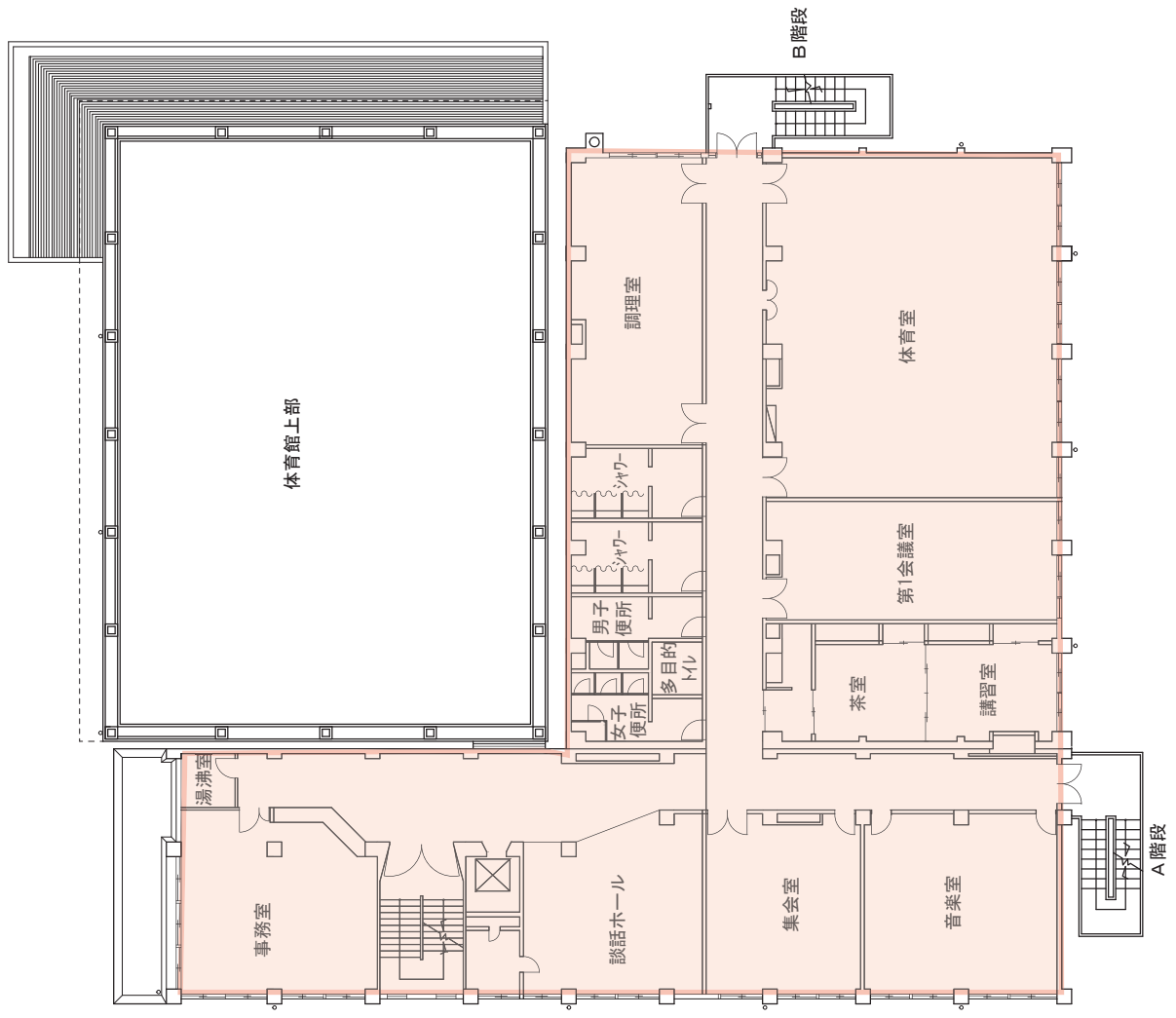
A1 : S=1/150
A3 : S=1/300



：清掃箇所

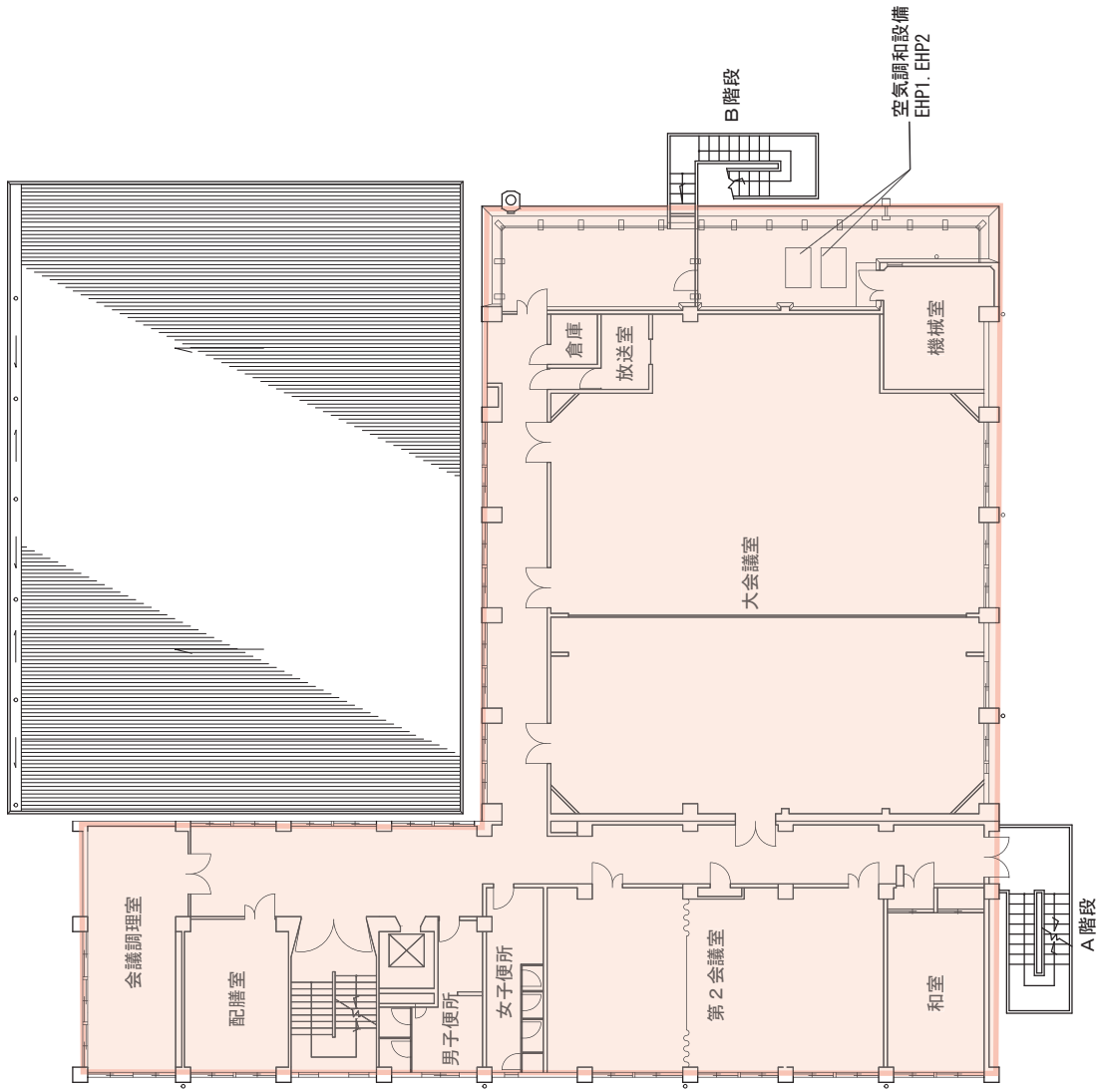


1階平面図



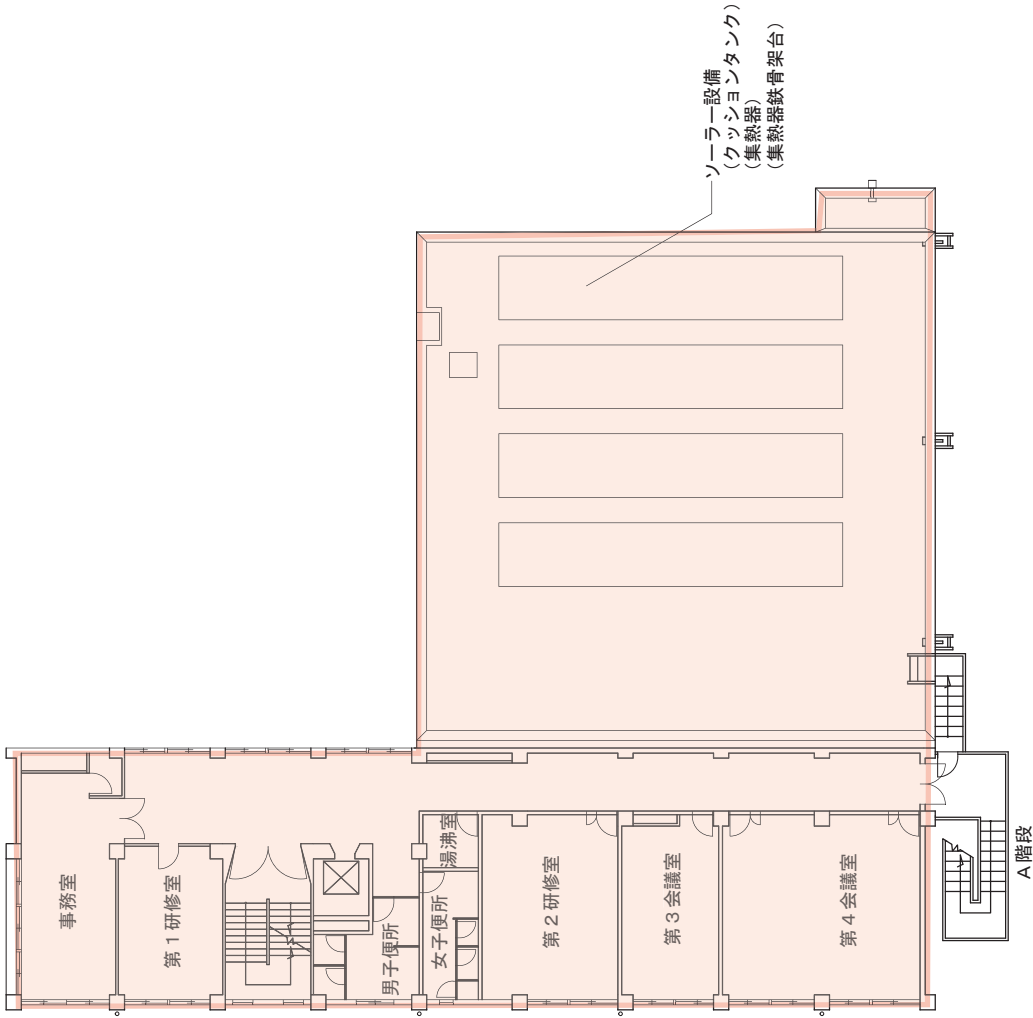
2階平面図

: 清掃箇所



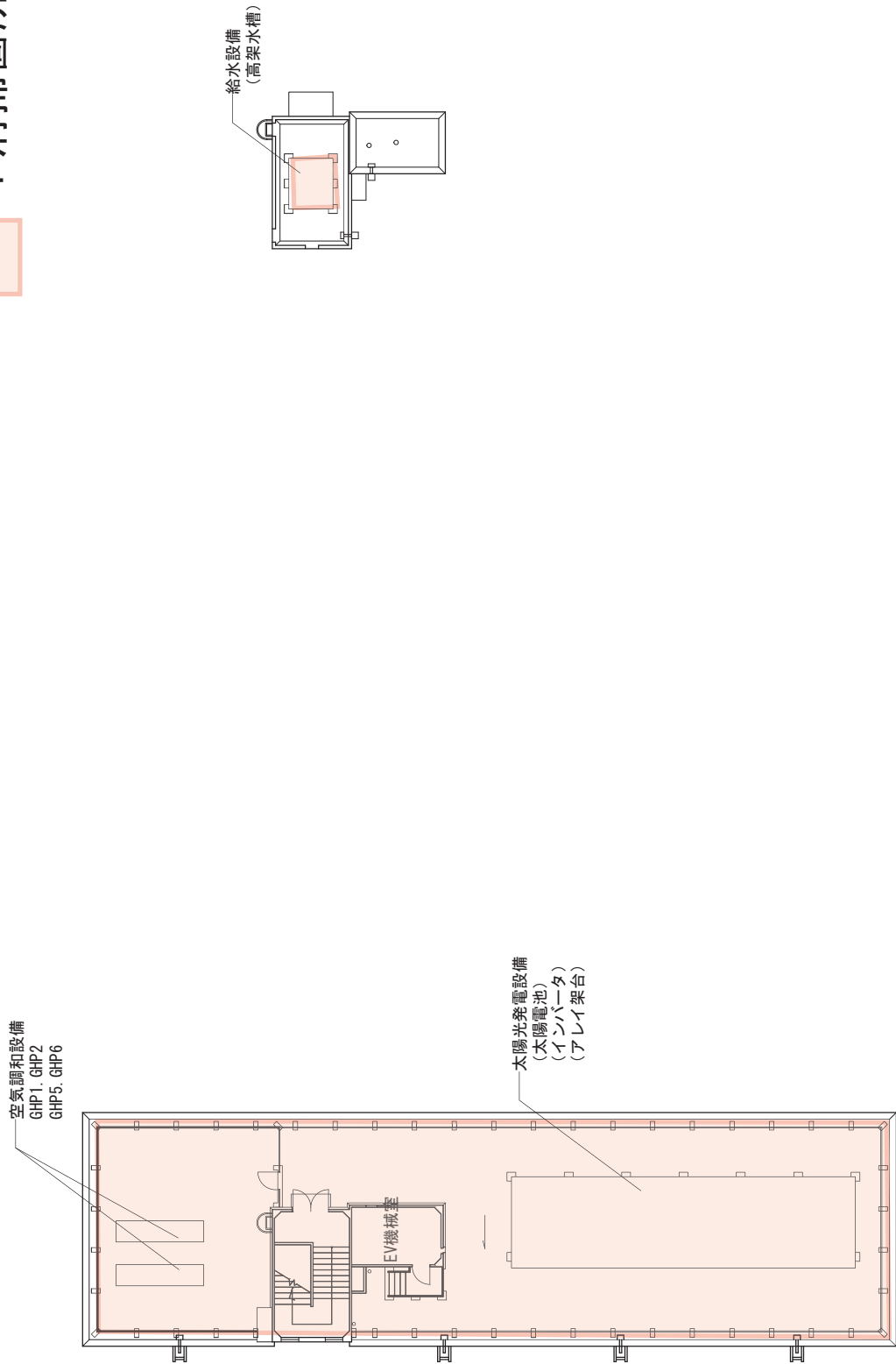
3階平面図

 : 清掃箇所



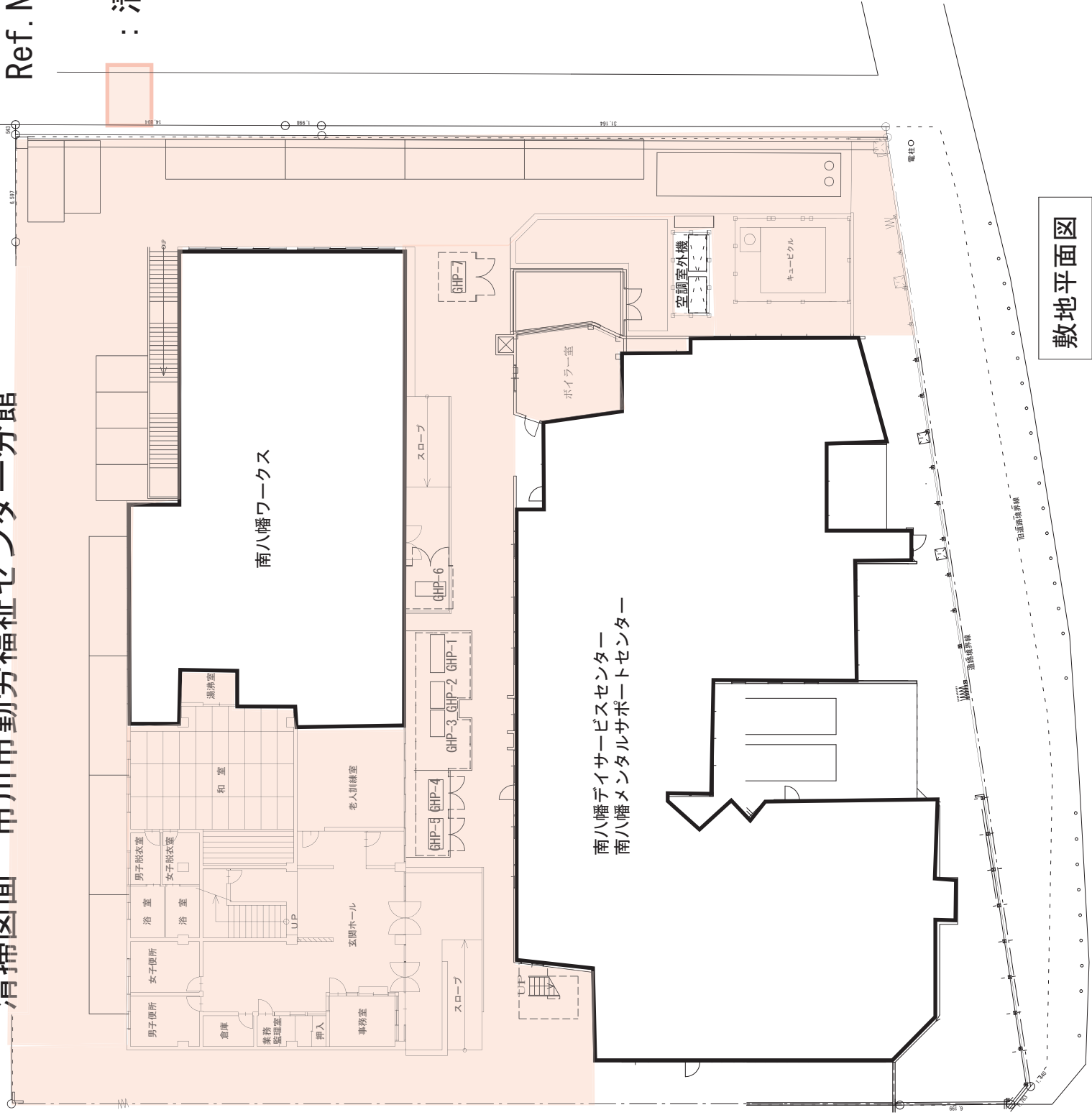
4 階平面図

 : 清掃箇所



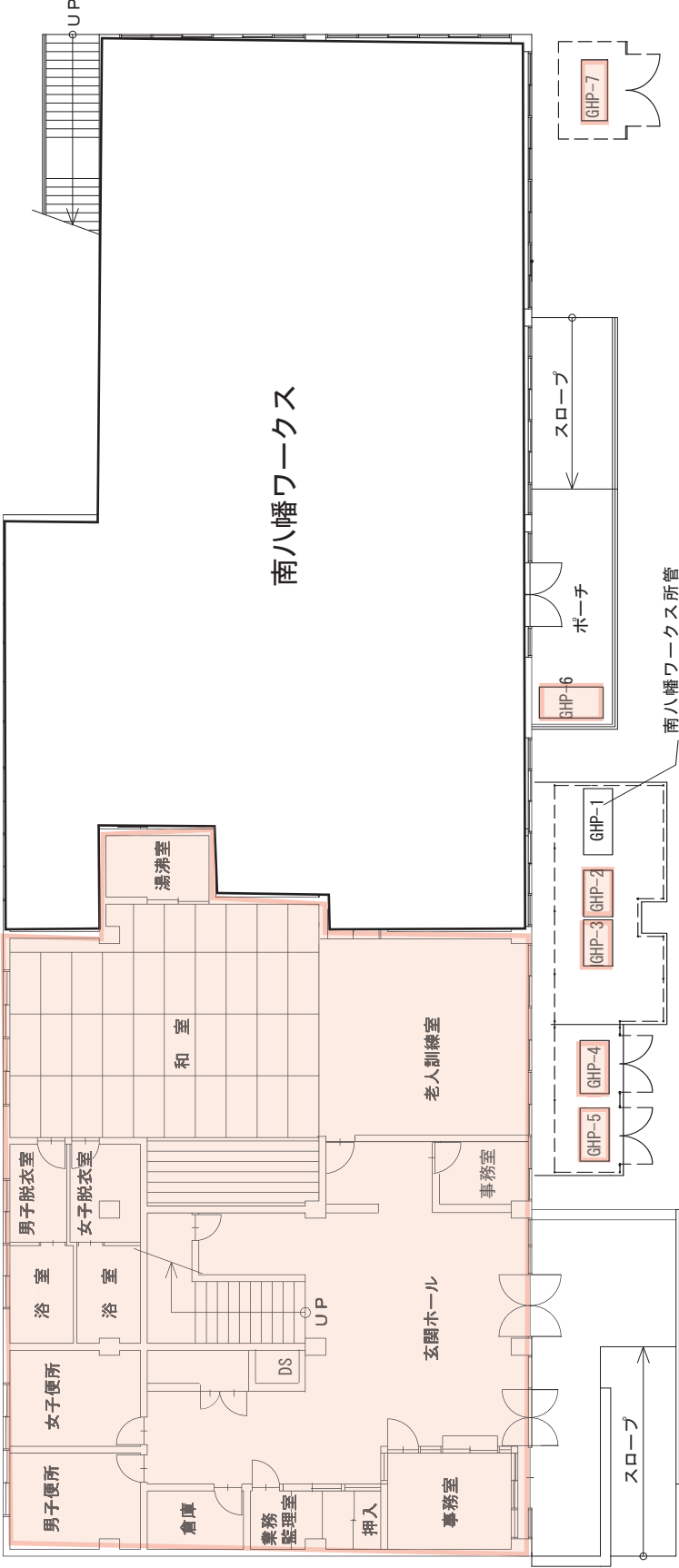
PH階平面図

： 清掃箇所



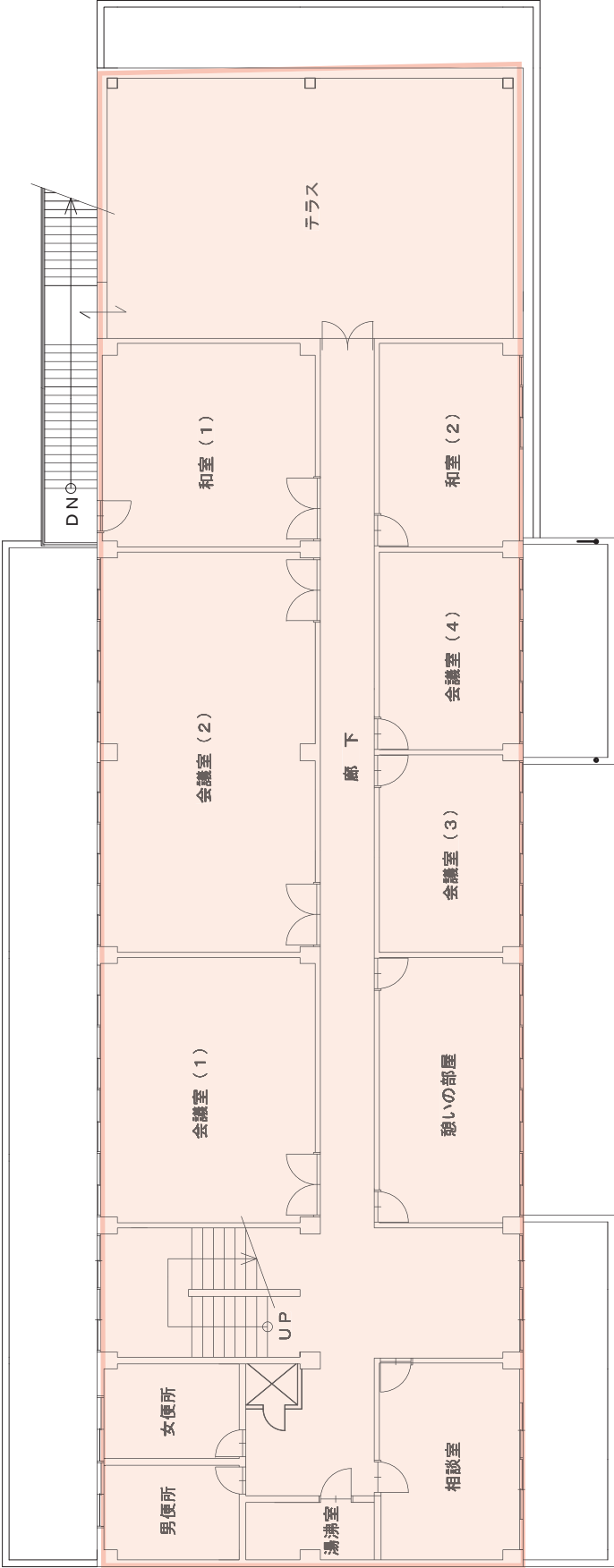
敷地平面図

 : 清掃箇所



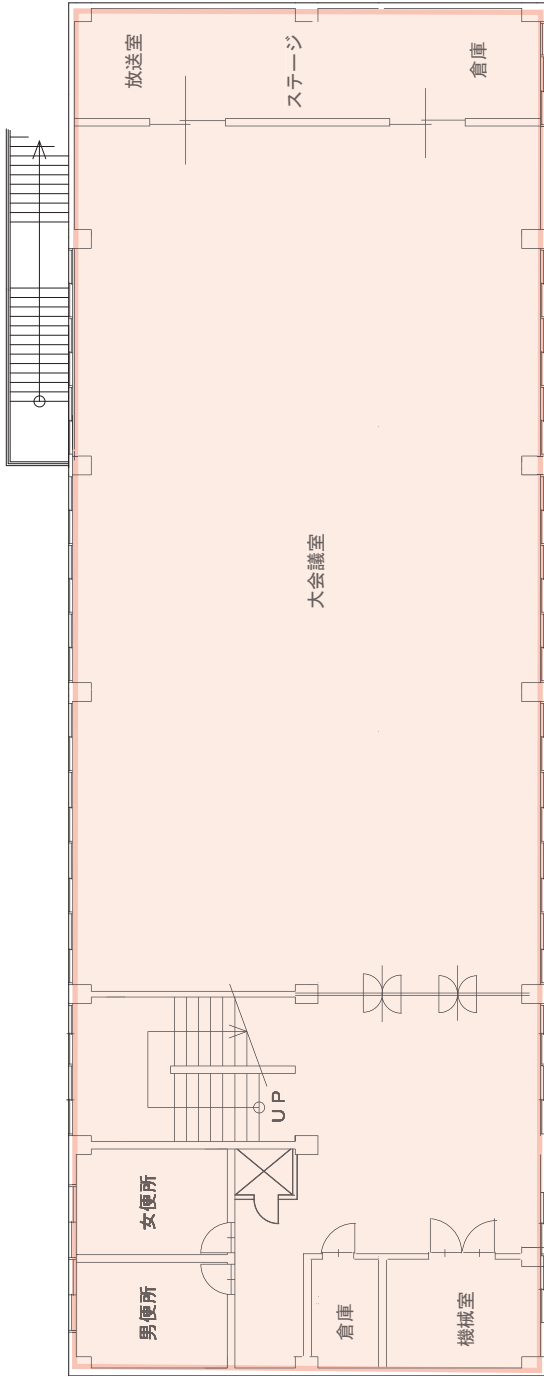
1 階 平面 図

 : 清掃箇所



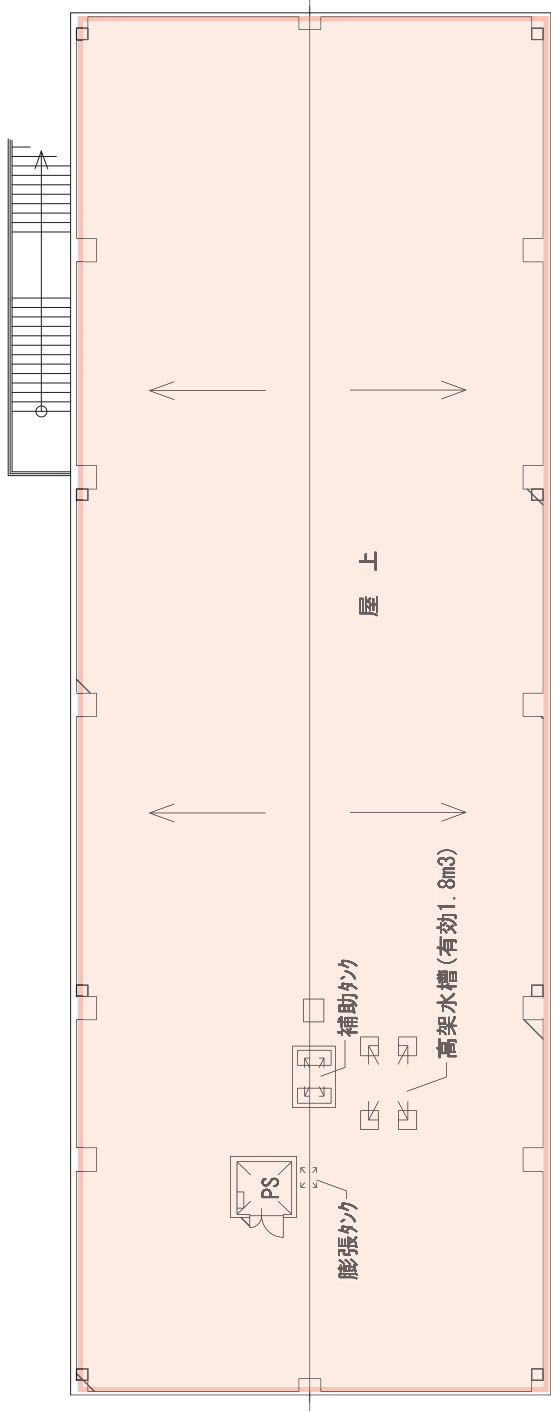
2 階 平 面 図

: 清掃箇所



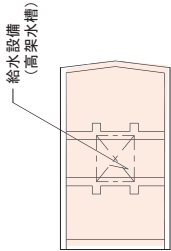
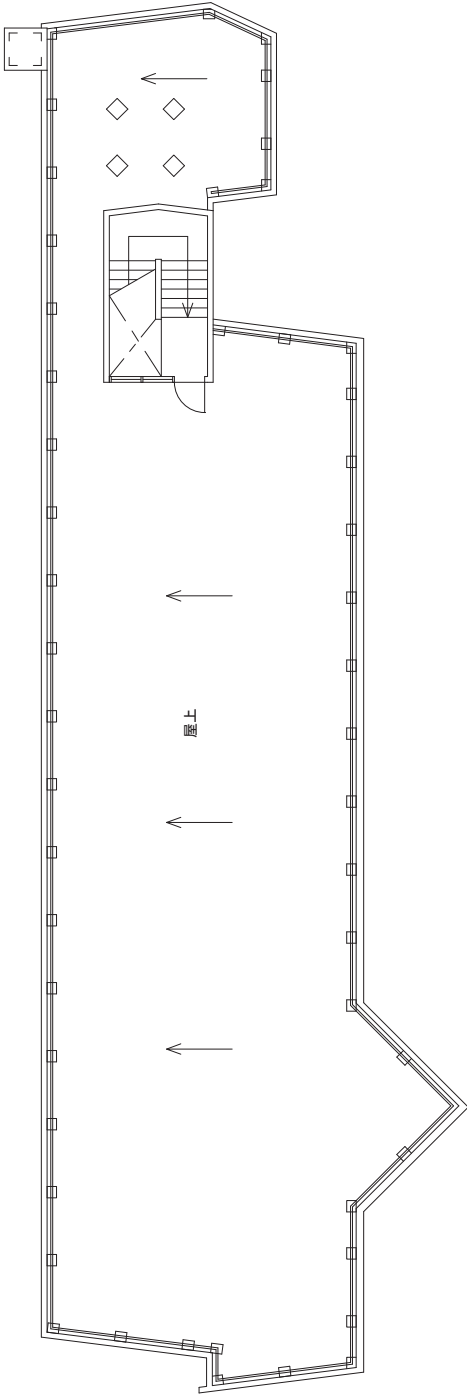
3 階 平 面 図

 : 清掃箇所



屋上階平面図

: 清掃箇所



南八幡サービスセンター屋上階平面図

件名：(長期継続契約)市川市勤労福祉センター及び分館総合管理業務委託
 施行期間：令和7年9月1日～令和10年8月31日
 施行場所：市川市勤労福祉センター

[illegible]

件名: (長期継続契約)市川市勤労福祉センター及び分館総合管理業務委託
 施行期間: 令和7年9月1日～令和10年8月31日
 施行場所: 市川市勤労福祉センター分館

[illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible]

		階数	日常利用 手前●	定期清掃回★	構造・材料名	床面積 (㎡)	重量	容積率 (%)	用途	備考
3) 外壁	洗滌									
□ 別途指定	外壁/アルミニウムスキャンレス			☆				☆ (*)		
□ 別途指定	外壁/タイル張り・石張り・コンクリート打5面			☆☆				☆☆ (*)		

[illegible]

清掃作業実施条件表

Ref.No.12-1

件名：（長期継続契約）市川市勤労福祉センター及び分館総合管理業務委託

対象施設：市川市勤労福祉センター

区域	階数	作業時間 室名	6:30～12:00												12:00～20:30											
			7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00										
			6:30	7:30	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30	19:30	20:30									
共用部	1階	玄関ホール																								
	各階	廊下及びエレベーターホール、2階談話ホール																								
	各階	便所及び洗面所																								
	各階	湯沸室、配膳室																								
	各階	エレベーター																								
	各階	階段																								
	1・2階	浴室・シャワールーム、脱衣所、更衣室																								
	屋上	屋上、塔屋																								
		駐車場、駐輪場、建物外周																								
専用部	1階	業務管理室																								
	1階	こども館(こども広場、遊戯室)																								
	1階	老人ホーム(事務室、和室集会室、休養室)																								
	2・3階	授乳室、音楽室、放送室																								
	1・2階	1階体育館、2階体育室																								
	2・3階	2階調理室、3階会議調理室																								
	2・3階	2階茶室、講習室、3階和室																								
	2～4階	会議室(第1～4会議室、大会議室)、 第1～2研修室、集会室																								

※  : 作業時間（指定の時間清掃を行うこと。）

※  : 作業時間帯（指定の時間のうち適時実施すること。）

※  : 体育館を除く利用者へ貸し出す部屋は、利用後清掃すること。（予約と予約の間に空き時間がない場合を除く。）

清掃作業実施条件表

Ref.No.12-2

件名：（長期継続契約）市川市勤労福祉センター及び分館総合管理業務委託

対象施設：市川市勤労福祉センター分館

区域	階数	作業時間 室名	6:30～12:00										12:00～20:30												
			7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00									
共用部	1階	玄関ホール																							
	2階	湯沸室																							
	2・3階	ロビー																							
	各階	階段																							
	各階	廊下																							
	各階	便所及び洗面所																							
	1階	浴室、脱衣所																							
	2階	テラス																							
	屋上	屋上																							
			駐車場、駐輪場、建物外周																						
専用部	1階	業務管理室																							
	2階	和室(第1・2)																							
	2・3階	会議室(1～4会議室、大会議室)																							
	3階	大会議室内倉庫、放送室																							
		専用部																							

- ※ :作業時間(指定の時間清掃を行うこと。)
- ※ :作業時間帯(指定の時間のうち適時実施すること。)
- ※ :利用者へ貸し出す部屋は、利用後清掃すること。(予約と予約の間に空き時間がない場合を除く。)

法令による保全に関連する資格等一覧

Ref.No.13

点 検 等 の 対 象		点 検 内 容	点 検 回 数	規 定 法 規	点 検 資 格 者 等	備 考
消防用設備等	消火器具、消防機関へ通報する火災警報設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備及び無線通信補助設備	機器点検	6月1回	・ 消防法第17条の3の3 消防庁告示（昭和50年第3号）	防火対象物のうち政令（第36条2項）で定めるものにあつては、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させる。 その他は自ら点検する。	
		機器点検	6月1回			
		総合点検	年1回			
		総合点検	年1回			
危険物	配線 指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所及び地下貯油槽を有する一般取扱所	消防法10条4項の技術上の基準に適合しているかの点検	年1回以上	・ 消防法第14条の3の2 ・ 危険物の規制に関する政令第8条の5、第62条の4	危険物取扱者又は危険物施設保安員	指定数量とは危険物の規制に関する政令第1条の11に定める数量をいう。例として、 第1石油類（ガソリン等） 2000 第2石油類（灯油等） 10000 第3石油類（重油等） 20000 第4石油類（ギヤ油等） 60000
ボイラー	ボイラー（小型ボイラーを除く。）	性能検査	検査証の有効期間内（1年未満又は1年を超え2年以内）	・ 労働安全衛生法第41条、第45条ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第38条	性能検査は労働基準監督署又は検査代行機関が行う。 性能検査のためのボイラーの整備の業務は、ボイラー整備士の資格を要する。	ボイラー、小型ボイラー及び第1種圧力容器、小型圧力容器、第2種圧力容器とは、労働安全衛生法施行令第1条に定義するものをいう。
		定期自主検査	1月以内ごとに1回			
		定期自主検査	1年以内ごとに1回			
		定期自主検査	1年以内ごとに1回			
圧力容器	第1種圧力容器（小型圧力容器を除く。）	性能検査	検査証の有効期間内（1年未満又は1年を超え2年以内）	・ 労働安全衛生法第41条、第45条ボイラー及び圧力容器安全規則第32条、第38条、第67条、第73条、第88条、第94条	性能検査は労働基準監督署又は検査代行機関が行う。 性能検査のためのボイラーの整備の業務は、ボイラー整備士の資格を要する。	
		性能検査	1月以内ごとに1回			
		定期自主検査	1年以内ごとに1回			
		定期自主検査	1年以内ごとに1回			
	第2種圧力容器 小型圧力容器	定期自主検査	1年以内ごとに1回		ボイラー及び圧力容器安全規則第92条で定める特別な教育を受けた者。	

点 検 等 の 対 象		点 検 内 容	点検回数	規 定 法 規	点検資格者等	備 考
エレベーター	積載荷重が1トン以上	性能検査	1年以内ごとに1回	・ 労働安全衛生法第41条、第45条 ・ クレーン等の安全規則第154条、第159条 ・ 建築基準法第12条第3項	性能検査は労働基準監督署又は検査代行機関が行う。	
		定期自主検査	1月以内ごとに1回			
		定期自主検査	1月以内ごとに1回			
事務所	積載荷重が0.25トン以上1トン未満			・ 労働安全衛生法第65条 事務所衛生基準規則第7条、第9条、第10条、第15条		事務所とは、建築基準法第2条1号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業に従事する労働者が主として使用するものをいう。
		作業環境測定	2月以内ごとに1回			
		機械換気設備定期点検	2月以内ごとに1回			
		照明設備定期点検	6月以内ごとに1回			
		定期清掃	6月以内ごとに1回			
		ねずみ、昆虫等の防除	6月以内ごとに1回			
特定建築物	中央管理方式の空気調和設備又は機械換気設備	空気環境の測定	2月以内ごとに1回	・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 ・ 同法施行規則第3条、第4条、第4条の2～第4条の5	空気環境測定実施者	・ 特定建築物とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、旅館等の用途に供される部分の延面積が3,000㎡以上及び学校の用途に供される延面積が8,000㎡以上の建築物をいう。 ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」には登録制度がある。
		遊離残留塩素の検査	7日以内ごとに1回		水質検査実施者	
		飲料用水質の検査	6月以内ごとに1回		水質検査実施者	
		貯水タンク(受水槽、高置水槽)の清掃	1年以内ごとに1回		貯水槽清掃作業監督者、従事者は研修受講者	
		排水設備	6月以内ごとに1回		排水管清掃作業監督者、従事者は研修受講者	
		定期清掃	6月以内ごとに1回		清掃作業監督者、従事者は研修了者	
		ねずみ、昆虫などの防除	6月以内ごとに1回		防除作業監督者、従事者は研修受講者	
冷凍機	第1種製造者となる冷凍機のうち特定施設	保安検査	3年1回以上	・ 高圧ガス保安法第35条	保安検査は、都道府県知事又は高圧ガス保安協会が行う。	第1種製造業者とは、1日の法定冷凍能力が20トン（フロンガスの場合50トン）以上で高圧ガスを用いる設備をいい、又特定施設とは冷凍保安規則第40条に定める冷媒を使用する製造所をいい、フロンの場合は含まれる。
		危害予防規定を定め自主検査	年1回			
		危害予防規定を定め自主検査	年1回			

点 検 等 の 対 象		点 検 内 容	点 検 回 数	規 定 法 規	点 検 資 格 者 等	備 考
ばい煙発生施設		ばい煙量と濃度の測定	ばい煙量と濃度の測定の測定頻度については、市川市環境清掃部環境保全担当の指示に従うものとする。	・ 大気汚染防止法第2条、第16条 同施行規則第15条		ばい煙発生施設とは、伝熱面積10㎡以上及びバーナーの燃焼能力が重油換算で50ℓ/ｈ以上のボイラー、火格子面積2㎡又は焼却能力200kg/ｈ以上の焼却炉をいう。
	簡易専用水道	水槽の掃除 施設の外観検査 水質検査 書類検査	1年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回	・ 水道法34条の2 同施行規則第55条、第56条		簡易専用水道とは、受水タンクの合計容量が10㎡を超えるものをいう。
特定施設（指定地域特定施設）		排水水の測定	平均日排水量 排水水の測定頻度については、市川市環境清掃部環境保全担当の指示に従うものとする。	・ 水質汚濁防止法第14条 同施行規則		・ 特定施設とは、処理対象人員が500人を超えるし尿浄化層及び300床以上の病院の厨房施設 ・ 指定地域（総量規制が実施されている地域）の場合は、201人以上500人以下のし尿浄化槽
	事業用電気工作物	保安規程を定め自主定期点検		・ 電気事業法第42条	電気主任技術者（事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督）	事業用電気工作物とは特別高圧受変電設備、高圧受変電設備、二次変電設備、自家発電設備等
ガス湯沸器（屋内設置） ガス風呂釜（屋内設置） 及びこれらの排気筒		消費機器の技術上の基準	3年1回以上	・ ガス事業法第40条の2 同施行規則第84条	ガス供給事業者	ガス湯沸器でガスの消費量が10000kcal/ｈ以下のものでかつ不完全燃焼時自動ガス遮断装置付のものは除く。
	建物(工作物)	調査及び報告	3年		一級建築士もしくは二級建築士又は特定建築物調査員	建築主事を置く市町村の建築物を除く。特殊建築物とは別表1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡をこえるもの。
特殊建築物、事務所その他これに類する用途の建築物	昇降機以外の建築設備	検査及び報告	1年	建築基準法第12条、同施行規則第5条、第6条	一級建築士もしくは二級建築士又は建築設備検査員	階段が5以上かつ床面積が1,000㎡を超えるもの。
	防火設備	検査及び報告	1年		一級建築士もしくは二級建築士又は防火設備検査員	
	昇降機	検査及び報告	1年		一級建築士もしくは二級建築士又は昇降機検査員	
			簡易点検：四半期に1回以上、定期点検：3年もしくは、1年に1回以上（※機械又は、圧縮機電動機定格出力により）			
業務用エアコンデバイショナー（空調機）、業務用冷凍・冷蔵機器		簡易点検・定期点検		フロン排出抑制法	冷媒フロン取扱技術者（十分な知識を有するもの）	

点 検 等 の 対 象		点 検 内 容	点 検 回 数	規 定 法 規	点 検 資 格 者 等	備 考			
し尿浄化槽		水質検査	年1回	・ 浄化槽法第8条～第11条 同施行規則第6条、第7条、第9条	・ 保守点検は登録事業又は浄化槽管理士が行う。 ・ 水質検査は指定検査機関が行う。				
		清掃	全ばっ気方式概ね 6月1回 その他 年1回						
		保守点検	年1回、但し下記の特例がある						
浄化槽に関する特例									
単 独 処 理	全ばっ気方式	保守点検	3月1回						
			2月1回						
			1月1回						
	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	保守点検	4月1回						
			3月1回						
			2月1回						
散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	保守点検	6月1回							
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式		保守点検	4月1回						
			3月1回						
	合 併 処 理		活性汚泥方式	保守点検	週1回	・ 501人以上の浄化槽は技術管理者を置く必要があるとされている。			
スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽沈殿分離タンク、二層タンク及び流量調整タンクのいずれも有しない浄化槽		保守点検			週1回				
					2週1回				
			回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	保守点検	3月1回				

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名

印

下記のとおり 月分の業務が完了しましたので、報告いたします。

記

1. 業 務 名

2. 施 行 場 所

3. 契約年月日

令和 年 月 日

4. 委 託 金 額

¥

5. 業 務 期 間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

6. 完了年月日

令和 年 月 日

完了届

令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業務名

2. 施行場所

3. 契約年月日

令和 年 月 日

4. 委託金額

¥

 円

5. 委託期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日

令和 年 月 日

市川市建築保全業務委託共通仕様書

(令和 5 年版)

1 目的等

- (1) 市川市建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する建築保全業務委託に係わる委託契約書及び契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。
- (2) 建築保全業務委託に関する一般的事項等は、国土交通省が制定する建築保全業務委託共通仕様書（令和 5 年 1 1 月 8 日改定）に定める規定を準用することとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に読み替えるものとする。なお、前項で読み替えた字句等は、その後も適用するものとする。

建築保全業務委託共通仕様書（国土交通省制定）		読み換える字句等
1.1.1 適用 (b)	受注者	受託者
1.1.1 適用 (e) (4)	特記	個別
1.1.2 用語の定義 (2)	施設管理担当者	監督職員
1.1.2 用語の定義 (2)	発注者	委託者
1.1.2 用語の定義 (16)	業務の終了の確認	業務の完了の確認

2 業務委託の検査

受託者は、市川市委託契約等の検査に関する要綱の定めるところにより検査を受けなければならない。

3 個別仕様書

建築保全業務委託に関し特に定めるべき事項は、個別仕様書に明記するものとする。